

第 3 回

白河市・表郷村・大信村合併協議会

会議資料



日時 平成16年8月10日(火)午後1時30分

場所 ホテル&コテージ白河関の里

第3回 白河市・表郷村・大信村合併協議会次第

1 開 会

2 あいさつ

白河市・表郷村・大信村合併協議会 会 長 成 井 英 夫

3 議 事

(1) 会議録署名人の指名

(2) 報告事項

報告第12号 第2回白河市・表郷村・大信村合併協議会会議録要旨について

報告第13号 議会の議員の定数等に関する小委員会協議経過について

(3) 協議事項

協議第15号 財産の取扱いについて【継続協議】

協議第16号 地域審議会・合併特例区・地域自治区の取扱いについて【継続協議】

協議第20号 平成16年度白河市・表郷村・大信村合併協議会補正予算(第1号)(案)について

協議第21号 地方税の取扱いについて

協議第22号 消防団の取扱いについて

協議第23号 行政区の取扱いについて

協議第24号 各種事務事業の取扱い(住民生活・環境に関する事務/消防防災関係)について

協議第25号 各種事務事業の取扱い(住民生活・環境に関する事務/ごみ処理関係)について

協議第26号 各種事務事業の取扱い(保健福祉に関する事務/保育関係)について

協議第27号 各種事務事業の取扱い(産業経済に関する事務/商工・観光関係)について

(4) その他

第4回白河市・表郷村・大信村合併協議会の開催日程について

その他

4 閉 会

報告第12号

第2回白河市・表郷村・大信村合併協議会会議録要旨について

第2回白河市・表郷村・大信村合併協議会会議録要旨について、別紙のとおり報告する。

平成16年8月10日提出

白河市・表郷村・大信村合併協議会
会長 白河市長 成井英夫

第 2 回白河市・表郷村・大信村合併協議会議事内容要旨

日 時	平成 16 年 7 月 22 日（木）午後 1 時 30 分～午後 4 時 55 分
場 所	白河市役所 正庁
出席者	出席者（委員 28 名 顧問 2 名） 欠席者（2 名）
	協議会規約第 9 条第 4 項の規定により会長（白河市長）が議長となり議事進行を行った。
	第 1 回協議会における橋本良示委員からの意見「16. 公共的団体の取扱い」及び「17. 各種団体への補助金・交付金の取扱い」の 2 項目に関する小委員会設置要望について、正副会長会議における調整結果について報告した。 （報告要旨）合併協定項目の「16. 公共的団体の取扱い」及び「17. 各種団体への補助金・交付金の取扱い」については、分科会、専門部会で住民や関係団体等の意向をできる限り尊重し理解が得られる内容となるよう調整することとし、小委員会を設置せず、全体協議で進める旨を報告した。
	（ 1 ） 会議録署名人の指名 会議録署名人として、池嶋貞委員（白河市）、中根静委員（表郷村）、藤田清委員（大信村）を指名した。
報告第 9 号	（ 2 ） 報告事項 報告第 9 号 第 1 回白河市・表郷村・大信村合併協議会会議録要旨について事務局から内容説明の後、質疑応答。 質問等なく了承された。
報告第 10 号	報告第 10 号 新市の名称等に関する小委員会の協議経過について新市の名称等に関する小委員会横井孝夫委員長から内容説明の後、質疑応答。 質問等なく了承された。
報告第 11 号	報告第 11 号 議会の議員の定数等に関する小委員会の協議経過について議会の議員の定数等に関する小委員会添田勝治副委員長から内容説明の後、質疑応答。 質問等なく了承された。

<p>協議第 11-2 号 協議第 11-3 号</p>	<p>(3) 協議事項</p> <p>協議第 11-2 号 新市の名称について【継続協議】</p> <p>事務局から内容説明の後、関連項目として協議第 11-3 号新市の名称募集要項(案)及び新市の名称選定基準(案)の追加提案が承認され、併せて協議を行った。</p> <p>事務局から協議第 11-3 号資料配布</p> <p>事務局から内容説明の後、質疑応答。</p> <p>質問 柳恵子委員</p> <p>応募資格を、小学生以上とした根拠はどういったものか。小学生とは小学校 1 年生からと理解してよいのか。</p> <p>回答 事務局次長兼調整班長(鈴木昌美)</p> <p>応募資格については小委員会でも議論となった。</p> <p>一般的に文字の読み書きができ、自発的に記入、投函できる年齢の目安として小学生がひとつの区切りではないか、また、3 年や 6 年といった学年で区切ることが適当かという考え方もあり、「小学生以上」として区切るのが良いのではないのかとの考えで「小学生以上」を応募資格とした。</p> <p>再質問 柳恵子委員</p> <p>応募回数がひとり一点とあるが、子供の名前を借りての親の応募も考えられるが、そういった場合の判断はどうか。</p> <p>回答 事務局次長兼調整班長(鈴木昌美)</p> <p>筆跡でわかるものもあるだろうが、そうであったとしても、直接問いかけることも不可能であることから、そこまで制限する考えはない。</p> <p>質問 金内貴弘委員</p> <p>チラシやホームページに掲載される募集要項の内容についてだが、追加提案資料 4 ページの 2. 選定方法「なお、応募数等については、新市の名称選定の参考に留めるものとする。」の部分は盛り込まれるのか。</p> <p>回答 事務局次長兼調整班長(鈴木昌美)</p> <p>選定基準については、チラシ、ホームページには記載しない。記載するのは募集要項の募集基準までと考えている。</p> <p>再質問 金内貴弘委員</p> <p>一般的に公募というと、募集をして一番数の多いものが採用になるイメージがある。一番票数が集まったものと、協議会で出した結論で違いが出た場合、誤解を生まないためにも、「数は参考程度に留め、内容で吟味させていただく」旨を書き添えておく方が良いのではないか。</p> <p>回答 事務局次長兼調整班長(鈴木昌美)</p> <p>主旨を付け加えることも可能だが検討させてほしい。</p> <p>意見 斎須秀行顧問</p> <p>最終的に決定するのはこの協議会の場であるので、公募で一番多い名称と違う新市の名称が決定した場合、協議会が責任を持って説明すれば良い。</p> <p>新市の名称は、アイデア勝負ではない。「応募数等は参考に留める」と記載するの</p>
----------------------------------	--

はどうかとも思う。他の委員さんはどのように考えるか。

意見 横井孝夫小委員会委員長（白河市）

公募の背景には、多くの住民に参加して欲しいという意図もある。多くの住民が新市の名称について考え、自分たちの将来の市を決めるのだという行動を起こしていただきたい。できるだけ多くの方に投票を働きかけるようなチラシを作成するのが至当である。数も斟酌しないとはいえ、大きな意思形成の基になっている部分である故、重みのあるものである。そういう意味での書き方と理解しているので、名称選定基準とチラシとは分けて考えたほうがよいと思っている。

意見 会長（成井英夫）

募集要項の目的のうちの、合併に対する関心の喚起や住民参加の推進が大きな提案理由となってくると思う。

質問 鈴木克彦委員

応募数の具体的な内容（市が何票、市が何票、、、）を公表するのか。

また公表しなければならないものなのか。

回答 事務局次長兼調整班長（鈴木昌美）

応募点数、応募数等すべて協議会で報告する。

意見 鈴木克彦委員

川口市の例もあり、委員の中で色々なアイデアを出し、選定基準をはっきりと示して、住民に誤解を与えないようにする配慮が必要である。

説明 会長（成井英夫）

鈴木委員の発言は、川口市、蕨市、鳩ヶ谷市での合併協議において、三市のうち一番の人口 48 万をかかえる川口市の名称が何故変わるのかといったことから、協議が決裂したということ为例にとり、そのようなことの無いようきちんとした基準を設けることを提案しているのだと思われる。

埼玉県川口市議会は 7 月 21 日、全員協議会を開き、近隣の蕨、鳩ヶ谷両市との合併による新市名「武南市」への市民の不満が強いとして、両市との法定合併協議会から離脱することを全員一致で決めた。川口市の離脱で法定協は解散される見通し。法定協は公募した市名候補から一位の「川口市」（約 15,000 票）と五位の「武南市」（約 600 票）に絞り、7 月 12 日に委員 41 人の投票の結果、22 対 19 で武南市と決めた。その直後から川口市や同市議会に「川口の名前を消さないで」との市民からの抗議が 800 件以上寄せられた。川口市議会は近く臨時議会を開いて法定協離脱を決議し、8 月 11 日に予定されている法定協で報告する。（7/22 東京新聞）

14 時 25 分暫時休議

14 時 48 分再開

説明 事務局次長兼調整班長（鈴木昌美）

名称選定基準案の 2. 選定方法の「なお、応募数等については、新市の名称選定の参考に留めるものとする。」について、

応募数については、小委員会、協議会において選定の参考とするが、人気投票ではないので、応募数が多いものが新市の名称として決定するものではないことを明記

	<p>させていただいたものである。</p> <p>チラシにおいては、この部分を入れることによって、住民に疑問を抱かせる恐れがあるため、掲載しないほうが分かりやすいのではないかと考えている。</p> <p>説明 斎須秀行顧問</p> <p>応募数が多いものが、新市の名称として決まるわけではない。これは他の協議会の事例でも同様である。会津高田町・会津本郷町・新鶴村合併協議会において、新市の名称として決定した「会津美里町」も応募数のトップではない。</p> <p>また他の協議会の事例でも、募集チラシに応募数の多いものが新市の名称として採用される、されないといった記載が特になくとも、チラシを見た方はそのように理解しているので、特に心配することもないように思われる。</p> <p>質問 佐川京子委員</p> <p>募集の目的については、応募チラシには掲載されるのか。</p> <p>回答 事務局次長兼調整班長（鈴木昌美）</p> <p>「3市村が合併したとした場合の新市の名称を募集します」といったわかりやすく簡潔な内容でチラシを作成したい。</p> <p>再質問 佐川京子委員</p> <p>募集要領案の1.募集の目的に「(3)広く新市の名称を公募することにより、幅広い意見の集約を図る。」とあるが、「幅広い意見を求める」としたほうがよいのではないか。</p> <p>回答 事務局次長兼調整班長（鈴木昌美）</p> <p>3市村の中から幅広い意見を出して頂き、それらをひとつにまとめることも合併に向けての新市の一体性のひとつであるといった考えで、「集約を図る」としている。意見を頂くだけでなく、これを協議の中でまとめていくといった意味合いも含めてこのような表現としているので、理解願いたい。</p> <p>原案通り全会一致で承認された。</p> <p>「新市の名称」については、名称の選定方針としては、公募により行うものとし、新市の名称募集要項及び新市の名称選定基準により実施する。</p> <p>チラシの内容等については、正副会長会議において協議会での意見を考慮した上で、決定することとした。</p>
<p>協議第 12-2 号</p>	<p>協議第 12-2 号 新市の事務所の位置について【継続協議】</p> <p>事務局から内容説明の後、質疑応答。</p> <p>原案通り全会一致で承認された。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 新市の事務所の位置は、白河市字八幡小路7番地の1（現白河市役所）とする。 2. 既存の庁舎（現表郷村役場並びに大信村役場）については、住民サービスの維持を安定的に行っていくことの必要性を踏まえ、幅広い住民サービスが提供できる総合支所とする。

<p>協議第 14 号</p>	<p>協議第 14 号 白河市・表郷村・大信村合併シンポジウム開催要領（案）について事務局から内容説明の後、質疑応答。</p> <p>原案通り全会一致で承認された。</p> <p>平成 16 年 9 月 4 日（土）午後 1 時 30 分より、白河市文化センターにて、小西砂千夫 関西学院大学大学院教授を招いて合併シンポジウムを開催することとした。</p>
<p>協議第 15 号</p>	<p>協議第 15 号 財産の取扱いについて【協定項目 5】</p> <p>事務局から内容説明の後、質疑応答。</p> <p>質問 荒井一郎委員</p> <p>大信村の樋ヶ沢^{といがさわ}地区と類似した財産が、表郷村にもある。該当箇所に対する調査期間をいただき、確認後、この協議に加えて頂けることが可能かどうかをお聞きしたい。</p> <p>回答 副会長（滝田国男）</p> <p>表郷村の金山財産区、番沢財産区については、大きな面積を持っており、村有財産としての認識はあった。ただ、この協議での「財産区」と、村での「財産区」が同じものなのか整理する必要がある。</p> <p>回答 中根静委員</p> <p>事務レベルでは、協議中の「財産区」という形で存在しているものは無いと考えている。ただ、国有林の払い下げを受けて共有林として管理しているもの、入会権を使って管理しているもの、県行造林等で管理しているものがある。時間をいただき、精査したい。</p> <p>意見 荒井一郎委員</p> <p>表郷村も該当地域は、大信の樋ヶ沢^{といがさわ}地区と似通っている。時間をいただき精査していきたいのでよろしくお願いしたい。</p> <p>質問 緑川正年委員</p> <p>私の部落で昔「牧野組合」という組合を組織して、公有林を払い下げして 62 名で財産として所有している。このようなケースはどのように考えればよいか。</p> <p>回答 事務局次長兼調整班長（鈴木昌美）</p> <p>緑川委員の場合は、共有林であることから民有林であり個人の所有となっているもので、合併しても現状のままである。「樋ヶ沢^{といがさわ}公有林」に関しては、所有者が大信村であるということである。</p> <p>質問 荒井一郎委員</p> <p>金山は村の土地である。「入会権」を設けて管理してきた。登記をとった財産区ではないが、どのような扱いになるのか。</p>

	<p>回答 会長（成井英夫）</p> <p>財産区については、調整が必要であるため、継続審議とさせていただきたい。</p> <p style="text-align: center;">調整が必要なため、継続審議とする。</p>
<p>協議第 16 号</p>	<p>協議第 16 号 地域審議会・合併特例区・地域自治区の取扱いについて【協定項目 6】事務局から内容説明の後、質疑応答。</p> <p>16 時 5 分暫時休議 16 時 15 分再開</p> <p>質問 佐川京子委員</p> <p>地域審議会では何故だめなのか。 地域自治区では設置期間の延長も可能であり、新市の一体化から遠い。 新市建設計画について建議・要望ができる地域審議会では調整がつかないのか。</p> <p>回答 事務局総括次長（中島博）</p> <p>これらの制度は、合併前のそれぞれの市村が、合併することにより今まで暮らしてきた区域がなくなってしまうのではないかと住民の不安に対処するものである。どこまで合併前の市町村の区域を残すかが判断の分かれ目となる。 地域審議会は、意見を述べるができるが、合併前の地域を明確に残すものではない。一方合併特例区は、はっきりと別団体としてしまう。極端に緩やかな形態をとっても住民の心配に答えられず、明確に別団体にしても、一体感が醸成されにくい。住民の心配に対応し、一体感の醸成を阻害することがないという点で地域自治区を提案した。 期間については、新市建設計画に基づいて 10 年という期間を設定している。協議に応じて長く設定したり、短く設定することも可能である。</p> <p>再質問 佐川京子委員</p> <p>地域自治区について、白河市についてはどうなるのか。</p> <p>回答 事務局総括次長（中島博）</p> <p>白河地域については、自治区はおかない。理由としては、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 地域自治区とは、合併において役場がなくなる地域への配慮である。 白河地域には本庁が置かれるため、本庁を中心として地域振興、住民との協働といった機能を発揮できる。 2. 白河地域に地域自治区を設置した場合、本庁以外に地域自治区の事務所の設置が必要になり、2 重の位置付けを持たせることになり、効率化にも逆行し、住民にも混乱をまねく懸念がある。 <p>以上の 2 点より、白河地域には地域自治区は置かず、両村の地域に置くのが適当と</p>

考える。

質問 佐川京子委員

表郷村、大信村に地域自治区が設置された場合、総合支所との2重構造になるのか。

回答 事務局総括次長（中島博）

表郷村、大信村においては、市の出先機関が地域自治区を管轄することになるので2重構造ということではない。合併特例区を採用した場合には2重構造となる。

意見 穂積栄治委員

合併した場合、懸念される事項で一番に掲げられるのは住民の声が届きにくくなるということである。住民の声を反映させる意味でも、地域自治区に沿った協議を進めて欲しい。

質問 矢口秀章委員

基本的な考え方の3項目目で「地域自治区の設置に係わる詳細については、別に合併協議により定めることとする。」とあるが、もう少し詳しい内容を知ったほうが結論を出しやすいのではないかと。

地域自治区の設置期間が10年で延長も可能であるといった内容や、村の説明会では、長が無くなるので経費節減に繋がるとの説明があったが、区長に特別職を置いた場合、経費節減とは矛盾が生じるのではないかと。非常に難しい問題であるが、今日一日で協議会における結論をだそうとしているのか。

回答 事務局総括次長（中島博）

地域自治区の設置に関する詳細については、地域自治区を設置するかどうか判断する以前に細かい点まで提案しても混乱しやすいことから、制度そのものについて理解し、これまでの協議内容を踏まえ、どの制度を選択するのが良いのか決めたいうえで、細かな部分は再度協議するのが適切という主旨でこのような形で提案した。今後協議が進んでいく中で「地域自治区設置に関する協議」というかたちで提案することになる。

複雑な制度であるので、本日は承認を求めず継続協議と考えている。

期間の延長については、基本的に初めに設定はするが、仮に10年として、期間が経過する中で状況の変化が出てきた場合を想定し、そのような場合でも制度上対応できるという主旨で、はじめから延長を想定するものではない。

区長の設置については、経費の節減の部分と地域の代表者としておく～地域住民の心配に対応する～とをどう両立させるかという部分になる。事務所長という形でも区長という形でもよいということで、職が無いところに新たに設置するのではなく、事務所の長に代えて区長を置くということで、一人分の報酬が加わるということではない。どちらを選択するかというと、経費の削減と住民の不安に配慮する部分の両方を勘案しながら、協議をしていただきたいと思います。

質問 藤田清委員

地域自治区の区長には相当な権限があるが、人事案件として議会の同意を得て決めるのか、長から選任されるのか。

	<p>回答 事務局総括次長（中島博） 地域自治区の区長は市町村長が選任し、議会の同意は必要としない。総務省もそのように回答している。</p> <p>意見 深谷久雄委員 内容的に難しい面があるので、今回は持ち帰り検討し、次回協議会で協議したい。</p> <p>質問 金内貴弘委員 自治区を設置しない旧白河市については、このような協議会は設置されないのか。旧白河市の民意を反映するシステムはどうか。</p> <p>回答 事務局総括次長（中島博） 白河市については、合併特例法に基づく制度によって設置するものではなく、通常 の民意反映のシステムのなかで検討していくものと考えている。</p> <p>意見 会長（成井英夫） 本日はこの辺で留め、継続審議としてはどうか。</p> <p style="text-align: center;">調整が必要なため、継続審議とする。</p>
<p>協議第 17 号</p>	<p>協議第 17 号 慣行の取扱いについて【協定項目 19】 事務局から内容説明の後、質疑応答。</p> <p>意見 穂積栄治委員 表郷村議会の合併研究会では、事務局の提案とおり意義なしとの意見の一致をみている。</p> <p style="text-align: center;">原案通り全会一致で承認された。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 市章については、新市発足までに公募により選定し、新市において制定する。 2. 市の花・木・鳥については、新市において新たに制定する。 3. 市民憲章、市の各種宣言等、市民歌、シンボルキャラクター、シンボルマークについては、新市において検討する。
<p>協議第 18 号</p>	<p>協議第 18 号 各種事務事業の取扱い（行財政に関する事務/姉妹都市・友好都市関係） 【協定項目 24-(1)-ア】を事務局から内容説明の後、質疑応答。</p> <p style="text-align: center;">原案通り全会一致で承認された。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 国際交流、姉妹・友好都市交流については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。 2. 海外派遣事業については、新市においても国際感覚を高める観点から事業を実施することとし、事業内容については新市において検討する。

<p>協議第 19 号</p>	<p>協議第 19 号 各種事務事業の取扱い（行財政に関する事務/広報・公聴関係） 【協定項目 24-(1)-ウ】を事務局から内容説明の後、質疑応答。</p> <p>原案通り全会一致で承認された。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 広報紙については、白河市の例により統一するものとし、配布方法については合併時まで調整する。 2. ホームページについては、合併時に統合し開設する。 3. 広聴事業については、市民との懇談会の開催や市民提案制度等の継続により、引き続き対話の市政の充実に努めるものとする。 4. 防災行政無線については、現行のとおりとし、合併後に管理運用の統合と、新たなシステムの構築について検討する。
<p>その他</p>	<p>（４）その他</p> <p>第 3 回白河市・表郷村・大信村合併協議会の開催日程について を事務局から内容説明の後、質疑応答。</p> <p>質問 穂積栄治委員</p> <p>何故、費用のかかる「白河関の里」を開催場所に選定するのか。</p> <p>回答 事務局長（木村全孝）</p> <p>白河市、大信村においては、会議ができる広さの会場が行政の施設の中で確保できるが、表郷村においては、行政の施設の中でそれだけの会場がない。体育館の利用も検討したが難しい面が多く、やむを得ず民間の施設を利用している。</p> <p>原案通り全会一致で承認された。</p> <p>第 3 回協議会を 8 月 10 日午後 1 時 30 分より表郷村白河関の里で開催することとした。</p>
	<p>成井会長より、合併シンポジウムの開催について、ポスター、チラシ等を作成しなければならないが、その内容については、正副会長に一任して欲しい旨の提案があり、全会一致で承認された。</p> <p>他に意見や質問等なく、協議を終了した。</p>
	<p>成井会長が議長の任を降りる旨を宣言。</p> <p>議事終了</p>

報告第13号

議会の議員の定数等に関する小委員会の協議経過について

議会の議員の定数等に関する小委員会の協議経過について、別紙のとおり報告する。

平成16年8月10日提出

議会の議員の定数等に関する小委員会
委員長 大 高 正 人

議会の議員の定数等に関する小委員会
協 議 経 過 報 告 書

回 数	日 時	会 場
第 4 回小委員会	平成 1 6 年 7 月 2 9 日(木) 19:00 ~ 20:30	合併協議会事務局会議室

平成 16 年 8 月 10 日

議会の議員の定数等に関する小委員会

第4回議会の議員の定数等に関する小委員会

開催日時 平成16年7月29日(木) 19:00~20:30

開催場所 白河市・表郷村・大信村合併協議会事務局会議室

出席委員 13名(欠席 柳 恵子委員、滝田知守委員)

項 目

1 協議事項

第3回合併協議会への小委員会報告について

本日の第4回議会の議員の定数等に関する小委員会の第3回合併協議会への協議経過報告の内容について、事務局でとりまとめの上、報告文案については正副委員会に一任することを確認した。

前回小委員会で事務局に依頼した、先進事例における在任特例の適用期間の決定事由等について、事務局より資料に基づき説明を受けた。

前回小委員会において、在任特例はあくまで特例であり、適用する場合には住民が納得できる説明が必要であるとの認識のもと、「在任特例の適用」の方向性をもって協議を進めることを確認したことから、在任特例の適用期間について、各委員の意見をもとに協議を行った。

適用期間については、複数の意見があり、今回の小委員会では意見の集約が困難との判断から、各委員が持ち帰り再度検討の上、次回小委員会で協議することを確認した。

次回小委員会日程について

平成16年8月10日(火)第3回合併協議会終了後に開催することを確認した。

平成16年8月10日

議会の議員の定数等に関する小委員会

委員長 大高正人

協議第15号 継続協議

財産の取扱いについて【協定項目5】

財産の取扱いについて、次のとおり提案する。

- 1 白河市、表郷村、大信村の所有する財産及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。
- 2 大信村の所有する山林（大信村大字下小屋字樋ヶ沢1番地外39筆、866,736㎡）については、合併時に財産区を設置し、財産区管理会を設けて管理運営にあたるものとする。なお、財産区運営のため合併時に基金を設置することとする。
- 3 小田川財産区（白河市）、大屋財産区（大信村）の財産区有財産は、財産区有財産として新市に引き継ぐものとする。

平成16年7月22日提出

白河市・表郷村・大信村合併協議会
会長 白河市長 成井英夫

白河市・表郷村・大信村合併協議会協定項目調整内容

協 定 項 目	No.5	財産の取扱い
調 整 方 針	1 白河市、表郷村、大信村の所有する財産及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。 2 大信村の所有する山林(大信村大字下小屋字樋ヶ沢1番地外39筆、866,736㎡)については、合併時に財産区を設置し、財産区管理会を設けて管理運営にあたるものとする。なお、財産区運営のため合併時に基金を設置することとする。 3 小田川財産区(白河市)、大屋財産区(大信村)の財産区有財産は、財産区有財産として新市に引き継ぐものとする。	

	項 目	白 河 市		表 郷 村		大 信 村		計	
		土 地	建 物	土 地	建 物	土 地	建 物	土 地	建 物
財 産	行 政 財 産	2,109,451 ㎡	205,622 ㎡	328,632 ㎡	44,075 ㎡	271,348 ㎡	36,548 ㎡	2,709,431 ㎡	286,245 ㎡
	普 通 財 産	1,074,682 ㎡	6,972 ㎡	1,247,452 ㎡		2,472,566 ㎡		4,794,700 ㎡	6,972 ㎡
	有 価 証 券 及 び 出 資	1,377,874 千円		836,258 千円		379,539 千円		2,593,671 千円	
	物 品 (車 両 等)	131 台		63 台		49 台		243 台	
	基 金	1,371,656 千円		1,001,033 千円		480,999 千円		2,853,688 千円	
債 務	地 方 債	41,946,931 千円		7,349,891 千円		6,028,573 千円		55,325,395 千円	
	債務負担行為に基づく平成16年度以降の支出予定額	3,210,480 千円		389,416 千円		635,680 千円		4,235,576 千円	

【参考法令等】

- ・ 市町村の配置分合をする場合において財産の処分を必要とするときは、「関係市町村が協議してこれを定める。」(地方自治法第7条第4項)とされている。
- ・ 「財産とは公有財産、物品及び債権並びに基金をいう。」(地方自治法第237条第1項)とされており、「公有財産」とは、不動産、有価証券、出資による権利とされている。(同法第238条)
- ・ 「公有財産とは、これを行政財産と普通財産とに分類する。」(地方自治法第238条第2項)とされており、「行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいい、普通財産とは、行政財産以外の一切の公有財産をいう。」(同条第3項)
- ・ 「「物品」とは、普通地方公共団体の所有に属する動産で次の各号に掲げるもの以外のもの及び普通地方公共団体が使用のために保管する動産(政令で定める動産を除く。)をいう。」(地方自治法第239条第1項)とされており、「債権」とは、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利をいう。」(同法第240条)とされている。
- ・ 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。(地方自治法第241条第1項)
- ・ 普通地方公共団体は、別に法律で定める場合において、予算の定めるところにより、地方債を起すことができる。(地方自治法第230条)
- ・ 歳出予算の金額、継続費の総額又は繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除くほか、普通地方公共団体が債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為として定めておかなければならない。(地方自治法第214条)

協議第 16 号 継続協議

地域審議会・合併特例区・地域自治区の取扱いについて【協定項目 6】

地域審議会・合併特例区・地域自治区の取扱いについて、次のとおり提案する。

- 1 市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第5条の5第1項の規定による「地域自治区」を合併前の表郷村及び大信村の区域ごとに設置する。
- 2 地域自治区の設置期間は、合併の日から平成28年3月31日までとする。
- 3 地域自治区に特別職の区長を置く。
- 4 地域自治区の設置に係る「地域自治区設置に関する協議」については、別に協議する。

平成16年7月22日提出

白河市・表郷村・大信村合併協議会
会長 白河市長 成井英夫

白河市・表郷村・大信村合併協議会協定項目調整内容

協定項目	6	地域審議会・合併特例区・地域自治区の取扱い
調整方針		<ol style="list-style-type: none"> 1 市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の5第1項の規定による「地域自治区」を合併前の表郷村及び大信村の区域ごとに設置する。 2 地域自治区の設置期間は、合併の日から平成28年3月31日までとする。 3 地域自治区に特別職の区長を置く。 4 地域自治区の設置に係る「地域自治区設置に関する協議」については、別に協議する。

1 基本的な考え方

本地域の「新市の事務所の位置」については、現在の3市村の庁舎を利活用し、住民生活に密着したサービスの提供及び地域課題への対応のため、「総合支所方式」とすることで確認されており、これを踏まえ、地域住民の意見を行政に反映させるとともに、行政と住民との連携の強化を目的として、市町村の合併の特例に関する法律に基づく「地域自治区」を設置する。

地域自治区については、合併前の表郷村及び大信村の区域ごとに設置し、総合出先機能及び地域自治振興機能を有する事務所を置く。地域自治区の設置に係る詳細については、別に合併協議により定めることとする。

2 地域自治区を採用する理由

地域審議会、合併特例区、地域自治区の設置に関して集約すると次のとおりとなる。

地域審議会は、市町村が処理する当該区域に係る事務等（新市建設計画や予算編成含む）について建議、要望ができる等の内容である。

合併特例区は、法人格を有し、地域自治組織内における予算を決定し、移転財源により事業を実施できる優位性はあるものの、自治体の裁量範囲は限られている。

また、特別地方公共団体となり、その事務を執行する必要があるため、一般の総合支所以上の機能を持つ事務組織を設けることとなり、合併による事務の効率化に逆行することも考えられる。

合併特例区は、法律の規定により、合併特例区の名称を市名の次に冠することとなることから、旧市町村名を残すことが可能となるが、設置期間に制約（5年）があり、合併の際の経過措置としての性格が強く、制度の性格上、新市としての一体性が促進されにくいという懸念がある。

合併特例法上の地域自治区は、法人格は有しないが、自治体としての裁量範囲が広く、分掌させる事務に応じて地域の実情を加味した仕組みづくりができるとともに、合併特例区と同様に地域自治区の名称を市名の次に冠することとなるため、旧市町村名を残すことが可能となる。

また、設置期間については、合併協議で定める期間が限度となるが、合併特例債発行期間や交付税算定替制度の適用期間などを見据えた長期間の設置が可能であり、設置期間の変更（延長）も可能である。

以上のことから、総合的かつ長期的に考え、本地域の実情に合わせた仕組みづくりが可能と考えられる合併特例法上の「地域自治区」の設置が望ましいと判断される。

3 地域自治区の設置

住民の視点に立った行政サービスの向上を図るとともに、個性豊かな地域づくりの発展を担保・支援するため合併前の表郷村及び大信村の区域ごとに合併特例法上の「地域自治区」を設置する。

地域自治区の設置期間は、平成28年3月31日までとする。

4 地域自治区の内容

(1) 事務所（総合支所）

主な業務（所管区域内）

〔総合出先機能〕

- ・住民生活に直結した各種窓口業務、保健・福祉サービス等に関すること。
- ・事務所の庶務経理及び施設の維持管理に関することなど。

〔地域自治振興機能〕

- ・地域協議会に関すること。
- ・農林、観光、建設、上下水道施設等の維持管理及び一定基準内の整備に関すること。
- ・地域特性を活かした地域づくり、従来から継続する個性ある施策の実施、その他地域振興の推進に関すること。
- ・コミュニティ施策の推進、住民自治支援等に関すること。

組織等

- ・事務所の権限、予算、具体的な組織機構等については、協定項目13「事務組織及び機構の取扱い」と併せて、速やかに調整を図るものとする。

(2) 地域自治区の長

地域自治区を代表し、地域協議会との緊密な連携の下、地域協議会により取りまとめられた地域の意見を踏まえ、地域の実情に応じたきめ細かな事業、施策を実施する。

特別職として、市長が選任する。

(3) 地域協議会

住民に基盤を置く機関として、多様な意見の調整を行い、協働の活動の要とする。

合併前の表郷村及び大信村に係る新市建設計画の変更事項、基本構想、予算、重要な施設の設置又は廃止等一定の事項について、市長は地域協議会の意見を聴くものとする。

合併前の表郷村及び大信村に関し必要と認める事項について審議し、市長その他の機関又は地域自治区の長に対し意見を述べることができる。

構成員は、合併前の表郷村及び大信村の区域に住所を有する者で、公共的団体等を代表する者、学識経験を有する者など、地域の意見が適切に反映される構成となるよう配慮し、市長が選任する。

5 その他

合併後において、地域自治区の設置期間その他設置に関する協議事項を変更する必要がある場合は、市町村の合併の特例に関する法律第5条の5第4項及び第5条の6第5項に定めるところにより、条例により変更するものとする。

協議第20号

平成16年度白河市・表郷村・大信村合併協議会補正予算(第1号)(案)について

平成16年度白河市・表郷村・大信村合併協議会補正予算(第1号)(案)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ491千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24,849千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成16年8月10日提出

白河市・表郷村・大信村合併協議会
会長 白河市長 成井英夫

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 諸収入		1,009	491	1,500
	2 雑入	1,008	491	1,499
歳入合計		24,358	491	24,849

歳出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 運営費		9,923	0	9,923
	1 会議費	3,915	0	3,915
2 事業費		13,935	365	14,300
	1 事業費	13,935	365	14,300
3 予備費		500	126	626
	1 予備費	500	126	626
歳出合計		24,358	491	24,849

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 諸収入	1,009	491	1,500
歳入合計	24,358	491	24,849

歳出

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 運営費	9,923	0	9,923
2 事業費	13,935	365	14,300
3 予備費	500	126	626
歳出合計	24,358	491	24,849

2 歳 入

(単位:千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
3 諸収入	1,009	491	1,500			
2 雑入	1,008	491	1,499			
1 雑入	1,008	491	1,499	1 雑入	491	・白河市・表郷村・大信村任意合併協議会の精算金 491
歳入合計	24,358	491	24,849		491	

3 歳 出

(単位:千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 運営費	9,923	0	9,923			
1 会議費	3,915	0	3,915			
1 協議会費	3,915	0	3,915	1 報酬	270	・委員報酬 270
				11 需用費	10	・消耗品費 10
				12 役務費	11	・保険料 11
				13 委託料	209	・会議録作成業務 209
				14 使用料及び賃借料	82	・事務機使用料 82
2 事業費	13,935	365	14,300			
1 事業費	13,935	365	14,300			
1 事業推進費	13,935	365	14,300	8 報償費	90	・新市名称公募懸賞金 90
				11 需用費	275	・印刷製本費 225 ・食糧費 50
3 予備費	500	126	626			
1 予備費	500	126	626			
1 予備費	500	126	626		126	
歳出合計	24,358	491	24,849		491	

協議第 2 1 号

地方税の取扱いについて【協定項目 9】

地方税の取扱いについて、次のとおり提案する。

- 1 個人市民税、軽自動車税、たばこ税については、現行のとおりとし、納期については、合併年度の翌年度から白河市の例により統一する。
- 2 法人市民税の法人税割の税率については、白河市の例により超過税率を採用する。ただし、合併年度及びこれに続く 5 年度間は、市町村の合併の特例に関する法律第 10 条の規定により不均一課税とし、課税減免については、新市において調整する。
- 3 固定資産税の税率については、標準税率を採用する。ただし、合併年度及びこれに続く 5 年度間は、市町村の合併の特例に関する法律第 10 条の規定により不均一課税とし、納期については、合併年度の翌年度から白河市の例により統一する。なお、不均一課税期間終了後の白河市の超過税率相当分については、新市において合併前の白河市の区域に係る都市計画税への組み替えを検討する。
- 4 入湯税については、白河市及び大信村の例により統一する。

平成 16 年 8 月 10 日提出

白河市・表郷村・大信村合併協議会
会長 白河市長 成 井 英 夫

白河市・表郷村・大信村合併協議会協定項目調整内容

協定項目	No. 9	地方税の取扱い
調整方針	<p>1 個人市民税、軽自動車税、たばこ税については、現行のとおりとし、納期については、合併年度の翌年度から白河市の例により統一する。</p> <p>2 法人市民税の法人税割の税率については、白河市の例により超過税率を採用する。ただし、合併年度及びこれに続く5年度間は、市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定により不均一課税とし、課税減免については、新市において調整する。</p> <p>3 固定資産税の税率については、標準税率を採用する。ただし、合併年度及びこれに続く5年度間は、市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定により不均一課税とし、納期については、合併年度の翌年度から白河市の例により統一する。なお、不均一課税期間後の白河市の超過税率相当分については、合併前の白河市の区域において、都市計画税への組み替えを検討する。</p> <p>4 入湯税については、白河市及び大信村の例により統一する。</p>	

□ 3市村の現況

	区分	白河市	表郷村	大信村
個人 市 村 民 税	納税義務者	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に住所を有する個人 → [均等割] + [所得割] ・市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で市内に住所を有しない者 → [均等割] 	<ul style="list-style-type: none"> ・村内に住所を有する個人 → [均等割] + [所得割] ・市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で市内に住所を有しない者 → [均等割] 	<ul style="list-style-type: none"> ・村内に住所を有する個人 → [均等割] + [所得割] ・市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で市内に住所を有しない者 → [均等割]
	賦課期日	・1月1日	・1月1日	・1月1日
	税 率	【均等割】 3,000 円 【所得割】 200万円以下の金額 3% 200万円を超える金額 8% 700万円を超える金額 10%	【均等割】 3,000 円 【所得割】 200万円以下の金額 3% 200万円を超える金額 8% 700万円を超える金額 10%	【均等割】 3,000 円 【所得割】 200万円以下の金額 3% 200万円を超える金額 8% 700万円を超える金額 10%
	徴収方法及び納期	[普通徴収] 第1期 6月16日から同月30日 第2期 8月16日から同月31日 第3期 10月16日から同月31日 第4期 1月16日から同月31日 [特別徴収] 月割額を徴収月の翌月10日 (納期特例事業所) 6月から11月分 → 12月10日 12月から5月分 → 6月10日	[普通徴収] 第1期 6月1日から同月30日 第2期 8月1日から同月31日 第3期 10月1日から同月31日 第4期 1月1日から同月31日 [特別徴収] 月割額を徴収月の翌月10日 (納期特例事業所) 6月から11月分 → 12月10日 12月から5月分 → 6月10日	[普通徴収] 第1期 6月16日から同月30日 第2期 8月16日から同月31日 第3期 10月16日から同月31日 第4期 1月16日から同月31日 [特別徴収] 月割額を徴収月の翌月10日 (納期特例事業所) 6月から11月分 → 12月10日 12月から5月分 → 6月10日
	課税減免	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護法の規定による保護を受ける者 ・当該年において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者 ・学生及び生徒 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護法の規定による保護を受ける者 ・当該年において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者 ・学生及び生徒 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護法の規定による保護を受ける者 ・当該年において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者 ・学生及び生徒

区分	白河市	表郷村	大信村
納税義務者	<ul style="list-style-type: none"> 市内に事務所又は事業所を有する法人 → [均等割]+[法人税割] 市内に、寮、宿泊所、クラブその他これに類する施設（「寮等」）を有する法人で、当該市町村内に事務所又は事業所を有しないもの及び市内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの → [均等割] 	<ul style="list-style-type: none"> 村内に事務所又は事業所を有する法人 → [均等割]+[法人税割] 村内に、寮、宿泊所、クラブその他これに類する施設（「寮等」）を有する法人で、当該市町村内に事務所又は事業所を有しないもの及び村内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの → [均等割] 	<ul style="list-style-type: none"> 村内に事務所又は事業所を有する法人 → [均等割]+[法人税割] 村内に、寮、宿泊所、クラブその他これに類する施設（「寮等」）を有する法人で、当該市町村内に事務所又は事業所を有しないもの及び村内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの → [均等割]
法人市村民税	【均等割】 標準税率		
	資本金の金額	従業員数	税 額
	50億円超	50人超	3,000,000 円
		50人以下	410,000 円
	10億円超 50億円以下	50人超	1,750,000 円
		50人以下	410,000 円
	1億円超 10億円以下	50人超	400,000 円
		50人以下	160,000 円
	1千万円超 1億円以下	50人超	150,000 円
		50人以下	130,000 円
1千万円以下	50人超	120,000 円	
	50人以下	50,000 円	
【法人税割】 超過税率			
① 資本等の金額が1,000万円を超える法人及び保険業法に規定する相互会社 14.5%			
② 上記以外の法人等 13.7%			
【均等割】 標準税率			
資本金の金額	従業員数	税 額	
50億円超	50人超	3,000,000 円	
	50人以下	410,000 円	
10億円超 50億円以下	50人超	1,750,000 円	
	50人以下	410,000 円	
1億円超 10億円以下	50人超	400,000 円	
	50人以下	160,000 円	
1千万円超 1億円以下	50人超	150,000 円	
	50人以下	130,000 円	
1千万円以下	50人超	120,000 円	
	50人以下	50,000 円	
【法人税割】 標準税率 12.3%			
課税減免	<ul style="list-style-type: none"> 民法第34条の公益法人 地方自治法第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体 政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第八条に規定する法人である政党又は政治団体 特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する法人 	<ul style="list-style-type: none"> 民法第34条の公益法人 特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する法人 	<ul style="list-style-type: none"> 民法第34条の公益法人 特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する法人
徴収方法	・申告納付	・申告納付	・申告納付

区分	白河市	表郷村	大信村	
固定資産税	納税義務者	・固定資産(土地、家屋、償却資産)の所有者	・固定資産(土地、家屋、償却資産)の所有者	・固定資産(土地、家屋、償却資産)の所有者
	賦課期日	・1月1日	・1月1日	・1月1日
	税率及び 免税点	・超過税率 1.5% ・免税点 土地 30万円未満 家屋 20万円未満 償却資産 150万円未満	・標準税率 1.4% ・免税点 土地 30万円未満 家屋 20万円未満 償却資産 150万円未満	・標準税率 1.4% ・免税点 土地 30万円未満 家屋 20万円未満 償却資産 150万円未満
	納 期	第1期 4月16日から同月30日 第2期 7月16日から同月31日 第3期 12月16日から同月25日 第4期 2月16日から同月末日	第1期 4月1日から同月30日 第2期 7月1日から同月31日 第3期 9月1日から同月30日 第4期 12月1日から同月25日	第1期 5月1日から同月31日 第2期 7月1日から同月31日 第3期 12月1日から同月25日 第4期 2月1日から同月28日
	課税減免	・貧困に因り生活のため公私の扶助を受ける者の所有する固定資産 ・公益のために直接専用する固定資産(有料で使用するものを除く) ・市の全部又は一部にわたる災害又は天候の不順により、著しく価値を減じた固定資産	・貧困に因り生活のため公私の扶助を受ける者の所有する固定資産 ・公益のために直接専用する固定資産(有料で使用するものを除く) ・村の全部又は一部にわたる災害又は天候の不順により、著しく価値を減じた固定資産	・貧困に因り生活のため公私の扶助を受ける者の所有する固定資産 ・公益のために直接専用する固定資産(有料で使用するものを除く) ・村の全部又は一部にわたる災害又は天候の不順により、著しく価値を減じた固定資産
	徴収方法	・普通徴収	・普通徴収	・普通徴収

区分	白河市	表郷村	大信村	
軽自動車税	納税義務者	原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車の所有者	原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車の所有者	
	賦課期日	・4月1日	・4月1日	
	税率	・標準税率 ① 原動機付自転車 50CC以下 1,000 円 50CC超90CC以下 1,200 円 90CC超125CC以下 1,600 円 3輪以上20CC超50CC以下 2,500 円 ② 軽自動車及び小型特殊自動車 軽2輪車 2,400 円 軽3輪車 3,100 円 軽4輪乗用車(営業用) 5,500 円 軽4輪乗用車(自家用) 7,200 円 軽4輪貨物車(営業用) 3,000 円 軽4輪貨物車(自家用) 4,000 円 雪上走行車 2,400 円 小型特殊自動車(農耕用) 1,600 円 小型特殊自動車(その他) 4,700 円 ③ 2輪の小型自動車 4,000 円	・標準税率 ① 原動機付自転車 50CC以下 1,000 円 50CC超90CC以下 1,200 円 90CC超125CC以下 1,600 円 3輪以上20CC超50CC以下 2,500 円 ② 軽自動車及び小型特殊自動車 軽2輪車 2,400 円 軽3輪車 3,100 円 軽4輪乗用車(営業用) 5,500 円 軽4輪乗用車(自家用) 7,200 円 軽4輪貨物車(営業用) 3,000 円 軽4輪貨物車(自家用) 4,000 円 雪上走行車 2,400 円 小型特殊自動車(農耕用) 1,600 円 小型特殊自動車(その他) 4,700 円 ③ 2輪の小型自動車 4,000 円	
	納期	・5月11日から同月31日	・4月11日から同月30日	・4月11日から同月30日
	課税免除	・商品であつて使用しない軽自動車等 ・原動機付自転車を製造又は販売する者が車体試験又は廻送のため標識を取付使用するもの	・公益のため、直接専用するものと認めるもの	・公益のため、直接専用するものと認めるもの
	徴収方法	・普通徴収	・普通徴収	・普通徴収

区分		白河市	表郷村	大信村
市村たばこ税	納税義務者	・製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者	・製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者	・製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者
	税 率	・旧三級品以外の製造たばこ 1,000本につき 2,977 円 ・旧三級品の製造たばこ 1,000本につき 1,412 円	・旧三級品以外の製造たばこ 1,000本につき 2,977 円 ・旧三級品の製造たばこ 1,000本につき 1,412 円	・旧三級品以外の製造たばこ 1,000本につき 2,977 円 ・旧三級品の製造たばこ 1,000本につき 1,412 円
	課税免除	・卸売販売業者等が法第469条第1項各号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等をする場合には、当該売渡し又は消費等に係る製造たばこに対しては、たばこ税を免除する	・卸売販売業者等が法第469条第1項各号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等をする場合には、当該売渡し又は消費等に係る製造たばこに対しては、たばこ税を免除する	・卸売販売業者等が法第469条第1項各号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等をする場合には、当該売渡し又は消費等に係る製造たばこに対しては、たばこ税を免除する
	徴収方法	・申告納付	・申告納付	・申告納付
入湯税	納税義務者	・鉱泉浴場の入湯客	/	・鉱泉浴場の入湯客
	税 率	・入湯客1人1日について150円		・入湯客1人1日について150円
	課税免除	・年齢12歳未満の者 ・共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者		・年齢12歳未満の者 ・共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者 ・大信村地域福祉センターにおける入湯者
	徴収方法	・特別徴収 ・入湯税の特別徴収義務者は、鉱泉浴場の経営者とする。 ・毎月15日までに、前月分に係る納入申告書を提出し、納入書により納入		・特別徴収 ・入湯税の特別徴収義務者は、鉱泉浴場の経営者とする。 ・毎月15日までに、前月分に係る納入申告書を提出し、納入書により納入

留意事項

- 1 地方税上、市町村が課税できる税として構成市村内には「市村民税」「固定資産税」「軽自動車税」「たばこ税」の普通税と、「入湯税」の目的税があり、これら地方税の取扱いについて協議する。
- 2 各市町村で課税している税目や税率、納期等が異なっている場合、統一する必要がある。
- 3 ただし、合併後直ちに合併市町村の全区域にわたって均一課税することが、かえって住民の負担にとって不均衡が生じる場合は、「市町村の合併の特例に関する法律」第10条第1項の規定により、市町村の合併が行われた年度及びこれに続く5年度に限って、課税をしないこと(課税免除)又は不均一課税をすることができるとされている。

地方税の概要

1 個人市町村民税

- ・個人市町村民税は、1月1日において市町村内に住所を有する個人に対して課税し、均等割と所得割に区分される。
なお、個人市町村民税と個人県民税は、納税義務者、税額計算の基礎となる所得金額等が同じであるため、納税義務者の便宜を図る観点から、市町村がこれらを合わせて課税している。
 - ① 均等割
 - ・均等割は、所得金額の多少に係わず一定の税額を課税する。
 - ・標準税率は、3,000円となっている。
 - ② 所得割
 - ・所得割は、所得金額を基礎として算定する。
 - ・標準税率は、200万円までの部分が3%、200万円超から700万円までの部分が8%、700万円超の部分が12%となっている。
- ※ 標準税率: 地方団体が課税する場合に、通常よるべき税率。

2 法人市町村民税

- ・法人市町村民税は、市町村内に事務所・事業所を有する法人に対して課税し、均等割と法人税割に区分される。
 - ① 均等割
 - ・均等割は、所得の有無に係わず一定の税額を課税する。
 - ・標準税率は、資本金の金額と従業員数に応じて9段階に分かれており、制限税率は、標準税率の1.2倍までとなっている。
 - ② 法人税割
 - ・法人税割は、法人税額を基礎として算定する。
 - ・標準税率は、12.3%、制限税率は14.7%までとなっている。
- ※ 制限税率: 地方団体が課税する場合にこれを超えてはならないものとして法定されている税率。

3 固定資産税

- ・固定資産税は、1月1日において市町村内に所在する土地、家屋及び償却資産の所有者に対して課税する。
 - ・税額は、固定資産評価基準に基づき評定した土地、家屋及び償却資産の評価額を基礎として算定し、標準税率は1.4%となっている。
- ※ 償却資産: 工場で使われる機械や事務所の備品などの事業用資産をいう。ただし、営業権や特許権などの無形減価償却、自動車税や軽自動車がかかる自動車や軽自動車などは償却資産から除く。

4 軽自動車税

- ・軽自動車税は、4月1日においてその市町村を主たる定置場としている原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、2輪の小型自動車の所有者に対して課税する。
- ・標準税率は、種別、総排気量等に応じ、1台あたり1,000円から7,200円までの年額で定められており、制限税率は、標準課税の1.2倍までとなっている。

5 市町村たばこ税

- ・市町村たばこ税は、たばこの消費に対してかかる税金で、たばこの定価の中に国税、都道府県税、市町村税が含まれている。
- ・納税義務者は、市町村内の小売販売業者へ製造たばこを売り渡す製造者、特定販売業者及び卸売販売業者に対して課税する。
- ・税率は、一定税率となっており、1,000本につき2,977円(旧三級品の紙巻たばこ(わかば、しんせいなど6品目)は1,000本につき1,412円)となっている。

6 入湯税

- ・入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興に要する費用に充てるため、入湯客に対して課税する。
- ・標準課税は、一人1日150円となっている。

【参考法令関係】

□市町村の合併に関する法律(抜粋)

〔地方税に関する特例〕

第10条 合併市町村は、合併関係市町村の相互の間に地方税の賦課に関し著しい不均衡があるため、又は市町村の合併により承継した財産の価格若しくは負債の額について合併関係市町村相互の間において著しい差異があるため、その全区域にわたって均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合においては、市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、その衡平を欠く程度を限度として課税をしないこと又は不均一の課税をすることができる。

《趣旨》

市町村の合併後直ちに合併市町村の全区域にわたって均一の課税をすることが、かえって、合併市町村の住民にとって均衡を欠くと認められる場合に、市町村の合併が行われた年度及びこれに続く5年度に限って、不均一の課税をすることができる旨定めたものである。

不均一課税については、地方税法第6条第2項及び第7条において定められており、同条第2項には「地方団体は、公益上その他の事由に因り必要がある場合においては、不均一の課税をすることができる。」旨を規定している。この「公益上その他の事由」とは、当該課税対象に対し不均一の課税をすることが直接公益を増進し、又は不均一の課税をしないことが直接公益を阻害する場合その他これに準ずる場合を言うものとされている。しかし、同項の規定では、市町村の合併における「公益上その他の事由」の範囲が必ずしも明確ではないことから、本条に合併年度及びその後の5年度に限り、衡平の原則を保持するためには不均一の課税をすることができることを明確に規定したものである。

《運用》

不均一課税のできる場合

合併市町村が不均一課税のできる場合

- ① 合併関係市町村の相互の間に地方税の賦課に関し著しい不均衡があるため、合併市町村の全区域にわたって均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合
 - ② 市町村の合併により承継した財産若しくは負債の額について合併関係市町村の相互の間に著しい差があるため、合併市町村の全区域にわたって均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合
- のいずれかに該当する場合に限られる。

《対象税目》

税率については、標準税率、制限税率、一定税率及び任意税率の4種類があるが、一定税率をとる市町村たばこ税については、不均一課税を行う余地はない。

《特例の範囲》

不均一課税の特例は、合併の日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、同一市町村内において区域により税率を異にすることを認めたものであるが、市町村の一体性及び住民負担の公正を期する観点からも、この特例の適用期間はできる限り短期間に抑えるよう努めるべきであるほか、合併前以上に不均衡を増す措置は認められないものと解される。また、制限税率がある場合には、当然に、これを超えた不均一課税を行うことはできない。

《その他》

市町村は、地方税の税目、課税客体、課税標準・税率その他賦課徴収については、市町村の条例で規定しなければならない(地方税法第3条第1項)。したがって、一般と異なる税率で賦課する不均一課税を行おうとする場合にも、条例で規定しなければならないものである。

合併後に不均一課税を行うか否かについて、合併特例法においては、あらかじめ合併関係市町村の間で協議する旨の規定はされていないが、事実上の取扱いとしては事前に取り決めることが適当である。しかし、この取り決めはあくまでも申し合わせ事項に過ぎないものであり、合併市町村においてあらためて正規の条例改正等の手続きをとってはじめて、不均一課税が行われるものである。

□地方税法(抜粋)

[地方団体の課税権]

第2条 地方団体は、この法律の定めるところによつて、地方税を賦課徴収することができる。

[地方税の賦課徴収に関する規定の形式]

第3条 地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。

2 地方団体の長は、前項の条例の実施のための手続その他その施行について必要な事項を規則で定めることができる。

[市町村が課することができる税目]

第5条 市町村税は、普通税及び目的税とする。

2 市町村は、普通税として、次に掲げるものを課するものとする。ただし、徴収に要すべき経費が徴収すべき税額に比して多額であると認められるものその他特別の事情があるものについては、この限りでない。

- (1) 市町村民税
- (2) 固定資産税
- (3) 軽自動車税
- (4) 市町村たばこ税
- (5) 鉱産税
- (6) 特別土地保有税

3 市町村は、前項に掲げるものを除く外、別に税目を起して、普通税を課することができる。

4 鉱泉浴場所在の市町村は、目的税として、入湯税を課するものとする。

5 指定都市等(第701条の31第1項第1号の指定都市等をいう。)は、目的税として、事業所税を課するものとする。

6 市町村は、前2項に規定するものを除くほか、目的税として、次に掲げるものを課することができる。

- (1) 都市計画税
- (2) 水利地益税
- (3) 共同施設税
- (4) 宅地開発税
- (5) 国民健康保険税

[公益等による課税免除及び不均一課税]

第6条 地方団体は、公益上その他の事由に因り課税を不相当とする場合においては、課税をしないことができる。

2 地方団体は、公益上その他の事由に因り必要がある場合においては、不均一の課税をすることができる。

[受益に因る不均一課税及び一部課税]

第7条 地方団体は、その一部に対して特に利益がある事件に関しては、不均一の課税をし、又はその一部に課税をすることができる。

[個人の均等割の税率]

第310条 個人の均等割の標準税率は、3千円とする。

[所得割の税率]

第314条の3 所得割は、次の表の上欄に掲げる金額の区分によつて課税総所得金額又は課税退職所得金額を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる標準税率によつて定められた率を順次適用して計算した金額の合計額と、当該区分によつて課税山林所得金額の5分の1の金額を区分し、当該区分に応ずる当該率を順次適用して計算した金額の合計額に5を乗じて得た金額との合計額によつて課する。

(以下省略)

[法人等の均等割の税率]

第312条 法人及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの(以下本節において「法人等」と総称する。)に対して課する均等割の標準税率は、次の表の上欄に掲げる法人等の区分に応じ、それぞれ当該下欄に定める額とする。

(以下省略)

2 市町村は、前項に定める標準税率を超える税率で均等割を課する場合には、同項の表の各号の税率に、それぞれ1.2を乗じて得た率を超える税率で課することができない。

[法人税割の税率]

第314条の6 法人税割の標準税率は、100分の12.3とする。ただし、標準税率を超えて課する場合においても、100分の14.7を超えることができない。

[固定資産税の税率]

第350条 固定資産税の標準税率は、100分の1.4とする。

2 市町村は、当該市町村の固定資産税の一の納税義務者であつてその所有する固定資産に対して課すべき当該市町村の固定資産税の課税標準の総額が当該市町村の区域内に所在する固定資産に対して課すべき当該市町村の固定資産税の課税標準の総額の3分の2を超えるものがある場合において、固定資産税の税率を定め、又はこれを変更して100分の1.7を超える税率で固定資産税を課する旨の条例を制定しようとするときは、当該市町村の議会において、当該納税義務者の意見を聴くものとする。

[固定資産税の納期]

第362条 固定資産税の納期は、4月、7月、12月及び2月中において、当該市町村の条例で定める。但し、特別の事情がある場合においては、これと異なる納期を定めることができる。

[軽自動車税の標準税率]

第444条 軽自動車税の標準税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、一台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(以下省略)

[軽自動車税の賦課期日及び納期]

第445条 軽自動車税の賦課期日は、4月1日とする。

2 軽自動車税の納期は、4月中において、当該市町村の条例で定める。ただし、特別の事情がある場合においては、これと異なる納期を定めることができる。

□ 先進事例

【千曲市】（H15.9.1合併）

- 1 個人市民税は、標準税率を採用する。個人所得割は、現行のとおり（標準税率）とする。ただし、合併する年度は旧市町の例による。納期は、更埴市、上山田町の例による。ただし、合併する年度は、旧市町の納期による。
- 2 法人市民税の均等割は、標準税率を採用する。法人税率は、標準税率を採用する。合併年度は旧市町の例による。
- 3 固定資産税の税率は、標準税率を採用する。ただし、合併年度は旧市町の例による。納期は、更埴市の例による。ただし、合併年度は旧市町の納期による。
- 4 都市計画税の税率は、0.1%（負担調整措置なし）とする。ただし、合併年度は旧市町の例による。
- 5 軽自動車税の税率は、現行のとおり（標準税率）とする。納期は、更埴市、戸倉町の例による。ただし、合併年度は旧市町の納期による。
- 6 たばこ税については、現行のとおりとする。
- 7 鉱産税については、戸倉町、上山田町の例による。
- 8 特別土地保有税については、現行のとおりとする。
- 9 入湯税については、戸倉町、上山田町の例による。

【周南市】（H15.4.21合併）

- 1 個人市民税は、標準税率を採用する。ただし、個人均等割は、市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定を採用し、合併年度及びこれに続く5年度間は現行の税率を採用する。納期は徳山市、熊毛町、鹿野町の例により調整する。
- 2 法人市民税の法人税割の税率は、徳山市、熊毛町、鹿野町の例により制限税率を採用する。ただし、市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定を採用し、合併年度及びこれに続く5年度間は現行の税率を採用する。
- 3 固定資産税の税率は、標準税率を採用する。固定資産税の納期は、熊毛町、鹿野町の例により調整する。ただし、第1期の納期は5月1日から5月31日とする。
- 4 都市計画税は徳山市、新南陽市の例により調整する。ただし、納期については、固定資産税の取扱いと同様とする。
- 5 軽自動車税の税率は、徳山市、鹿野町の例により調整する。納期は徳山市、鹿野町の例により調整する。
- 6 特別土地保有税は、徳山市、新南陽市、熊毛町、の例により調整する。
- 7 入湯税は、熊毛町の例により調整する。
- 8 鉱産税は、徳山市、熊毛町、鹿野町の例により調整する。

【宇和島市】（H16.10.1合併予定）

- 1 個人市民税は、標準税率を採用する。ただし、個人均等割は、市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定を採用し、合併年度及びこれに続く5年度間は現行の税率を採用する。納期は吉田町、津島町の例により調整する。
- 2 法人市民税の均等割及び法人税割の税額は、制限税率を採用する。ただし、市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定を採用し、合併年度及びこれに続く5年度間は現行の税率を採用する。
- 3 固定資産税は、標準税率を採用する。ただし、市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定を採用し、合併年度及びこれに続く5年度間は現行の税率を採用する。納期は、合併時まで調整する。
- 4 軽自動車税の税率は、標準税率を採用する。納期は、5月1日から5月31日までとする。ただし、合併年度は旧市町の例による。
- 5 たばこ税、特別土地保有税及び鉱産税は、現行のまま新市に引き継ぐ。
- 6 入湯税は、宇和島市の例により調整する。

□ 先進地調整事例

先進地名		個人住民税		法人住民税		固定資産税	都市計画税	軽自動車税	たばこ税	入湯税
		均等割	所得割	均等割	法人税割					
千曲市	更埴市	2,000 円 (標準税率)	標準税率	標準税率×1.2	13.9% (超過税率)	1.6% (超過税率)		標準税率	1,000本につき 2,668 円 ただし、旧三級品は 1,266 円	1人1日につき 150円
	戸倉町	2,000 円 (標準税率)	標準税率	標準税率	13.5% (超過税率)	1.4% (標準税率)	0.1% (負担調整措置なし)	標準税率	1,000本につき 2,668 円 ただし、旧三級品は 1,266 円	1人1日につき 150円 ただし、日帰りの場合50円
	上山田町	2,000 円 (標準税率)	標準税率	標準税率	12.3% (標準税率)	1.55% (超過税率)	0.1% (負担調整措置あり)	標準税率	1,000本につき 2,668 円 ただし、旧三級品は 1,266 円	1人1日につき 150円 ただし、日帰りの場合50円
	調整方針	2,500 円 (標準税率)	現行のとおり	標準税率	12.3% (標準税率)	1.4% (標準税率)	0.1% (負担調整措置なし)	現行のとおり	現行のとおり	1人1日につき 150円 ただし、日帰りの場合50円
周南市	徳山市	2,500 円 (標準税率)	標準税率	標準税率	14.7% (制限税率)	1.4% (標準税率)	0.2%	標準税率	1,000本につき 2,668 円 ただし、旧三級品は 1,266 円	1人1日につき 150円
	新南陽市	2,000 円 (標準税率)	標準税率	標準税率	14.7% (制限税率)	1.4% (標準税率)	0.2%	標準税率	1,000本につき 2,668 円 ただし、旧三級品は 1,266 円	なし
	熊毛町	2,000 円 (標準税率)	標準税率	標準税率	14.7% (制限税率)	1.4% (標準税率)		標準税率	1,000本につき 2,668 円 ただし、旧三級品は 1,266 円	1人1日につき 150円
	鹿野町	2,000 円 (標準税率)	標準税率	標準税率	12.3% (標準税率)	1.4% (標準税率)		標準税率	1,000本につき 2,668 円 ただし、旧三級品は 1,266 円	1人1日につき 150円
	調整方針	2,500 円 (標準税率) 5年間不均一課税	現行のとおり	現行のとおり	14.7% (制限税率) 5年間不均一課税	現行のとおり	0.2%	現行のとおり	現行のとおり	1人1日につき 150円
宇和島市 (予定)	宇和島市	3,000 円 (標準税率)	標準税率	標準税率×1.2	14.7% (制限税率)	1.55% (超過税率)		標準税率	1,000本につき 2,668 円 ただし、旧三級品は 1,266 円	1人1日につき 150円
	吉田町	3,000 円 (標準税率)	標準税率	標準税率	12.3% (標準税率)	1.4% (標準税率)		標準税率	1,000本につき 2,668 円 ただし、旧三級品は 1,266 円	なし
	三間町	3,000 円 (標準税率)	標準税率	標準税率	12.3% (標準税率)	1.4% (標準税率)		標準税率	1,000本につき 2,668 円 ただし、旧三級品は 1,266 円	なし
	津島町	3,000 円 (標準税率)	標準税率	標準税率	12.3% (標準税率)	1.4% (標準税率)		標準税率	1,000本につき 2,668 円 ただし、旧三級品は 1,266 円	なし
	調整方針	現行のとおり	現行のとおり	標準税率×1.2 5年間不均一課税	14.7% (制限税率) 5年間不均一課税	1.4% (標準税率) 5年間不均一課税		現行のとおり	現行のとおり	1人1日につき 150円
佐野市 (予定)	佐野市	3,000 円 (標準税率)	標準税率	標準税率×1.2	14.7% (制限税率)	1.4% (標準税率)	0.3%	標準税率	1,000本につき 2,668 円 ただし、旧三級品は 1,266 円	なし
	田沼町	3,000 円 (標準税率)	標準税率	標準税率×1.2	14.7% (制限税率)	1.4% (標準税率)	0.3%	標準税率	1,000本につき 2,668 円 ただし、旧三級品は 1,266 円	1人1日につき 150円
	葛生町	3,000 円 (標準税率)	標準税率	標準税率×1.2	14.7% (制限税率)	1.4% (標準税率)	0.3%	標準税率	1,000本につき 2,668 円 ただし、旧三級品は 1,266 円	1人1日につき 150円
	調整方針	現行のとおり	現行のとおり	現行のとおり	現行のとおり	現行のとおり	現行のとおり	現行のとおり	現行のとおり	1人1日につき 150円

3市村税額・税率一覧表

税 目		課税標準等		白河市	表郷村	大信村	
住民税	個人住民税	均等割		3,000	3,000	3,000	
		所得割	200万円以下の金額		3%	3%	3%
			200万円を超える金額		8%	8%	8%
	700万円を超える金額		12%	12%	12%		
	法人住民税	均等割	1千万円以下	50人以下	50,000	50,000	50,000
				50人超	120,000	120,000	120,000
			1千万円超1億円以下	50人以下	130,000	130,000	130,000
				50人超	150,000	150,000	150,000
			1億円超10億円以下	50人以下	160,000	160,000	160,000
				50人超	400,000	400,000	400,000
			10億円超50億円以下	50人以下	410,000	410,000	410,000
				50人超	1,750,000	1,750,000	1,750,000
50億円超	50人超	3,000,000	3,000,000	3,000,000			
	法人税割	資本等の金額が1,000万円を超える法人及び保険業法に規定する相互会社		14.5%	12.3%	12.3%	
上記以外の法人等		13.7%					
固定資産税				1.5%	1.4%	1.4%	
軽自動車税	原動機付自転車	50CC以下		1,000	1,000	1,000	
		50CC超90CC以下		1,200	1,200	1,200	
		90CC超125CC以下		1,600	1,600	1,600	
		3輪以上20CC超50CC以下		2,500	2,500	2,500	
	軽自動車	軽2輪車		2,400	2,400	2,400	
		軽3輪車		3,100	3,100	3,100	
		軽4輪乗用車(営業用)		5,500	5,500	5,500	
		軽4輪乗用車(自家用)		7,200	7,200	7,200	
		軽4輪貨物車(営業用)		3,000	3,000	3,000	
		軽4輪貨物車(自家用)		4,000	4,000	4,000	
		雪上走行車		2,400	2,400	2,400	
		小型特殊自動車	農耕作業用		1,600	1,600	1,600
	その他のもの		4,700	4,700	4,700		
	2輪の小型自動車		2輪の小型自動車		4,000	4,000	4,000
たばこ税(1,000本)		旧三級品以外の製造たばこ		2,977	2,977	2,977	
		旧三級品の製造たばこ		1,412	1,412	1,412	
入湯税		入湯客1人1日につき		150	—	150	

□平成15年度 市村税決算額一覧表

(単位:千円)

税 目		課税標準等	白河市	表郷村	大信村	合 計
市村民税	個人市村民税	均等割	29,766	4,554	2,853	37,173
		所得割	1,549,778	120,333	86,876	1,756,987
	法人市村民税	均等割	145,713	12,947	10,893	169,553
		法人税割	406,615	23,113	24,817	454,545
固定資産税			3,339,616	317,416	344,367	4,001,399
軽自動車税			59,393	12,829	8,709	80,931
たばこ税			348,099	44,095	19,488	411,682
入湯税		入湯客1人1日につき	0	0	0	0
計			5,878,980	535,287	498,003	6,912,270

□影響額試算

【新市の税率を標準税率にした場合】

《条件》法人市村民税(法人税割):12.3/100、固定資産税:1.4/100

(単位:千円)

区 分		白河市		表郷村		大信村		合 計 金 額
		税率	金 額	税率	金 額	税率	金 額	
法人市村民税 (法人税割)	現 行	13.7% 14.5%	406,615	12.3%	23,113	12.3%	24,817	454,545
	標準税率	12.3%	349,996	12.3%	23,113	12.3%	24,817	397,926
	増減額		△ 56,619		0		0	△ 56,619
固定資産税	現 行	1.5%	3,339,616	1.4%	317,416	1.4%	344,367	4,001,399
	標準税率	1.4%	3,120,293	1.4%	317,416	1.4%	344,367	3,782,076
	増減額		△ 219,323		0		0	△ 219,323
								△ 275,942

【新市の税率を超過税率(白河市)にした場合】

《条件》法人市村民税(法人税割):13.7/100・14.5/100、固定資産税:1.5/100

(単位:千円)

区 分		白河市		表郷村		大信村		合計 金 額
		税率	金 額	税率	金 額	税率	金 額	
法人市村民税 (法人税割)	現 行	13.7% 14.5%	406,615	12.3%	23,113	12.3%	24,817	454,545
	超過税率	13.7% 14.5%	406,615	13.7% 14.5%	24,734	13.7% 14.5%	29,231	460,580
	増減額		0		1,621		4,414	6,035
固定資産税	現 行	1.5%	3,339,616	1.4%	317,416	1.4%	344,367	4,001,399
	超過税率	1.5%	3,339,616	1.5%	339,397	1.5%	368,847	4,047,860
	増減額		0		21,981		24,480	46,461
								52,496

□県内10市の税率

(平成16年4月1日現在)

税 目		福島市	郡山市	いわき市	会津若松市	原町市	須賀川市	相馬市	喜多方市	二本松市	白河市		
人 口(平成12年度国勢調査)		291,121 人	334,824 人	360,138 人	118,118 人	48,750 人	66,747 人	38,842 人	37,495 人	36,233 人	47,685 人		
個人市民税	均等割	3,000 円	3,000 円	3,000 円	3,000 円	3,000 円	3,000 円	3,000 円	3,000 円	3,000 円	3,000 円		
	所得割	3、8、12 % (標準税率)	3、8、10 %	3、8、10% %	3、8、10 %	3、8、12 % (標準税率)	3、8、12 % (標準税率)	3、8、12 % (標準税率)	3、8、12 % (標準税率)	3、8、10 %	3、8、12 % (標準税率)		
法人市民税	均等割	標準税率	標準税率	標準税率	標準税率	標準税率	標準税率	標準税率	標準税率	標準税率	標準税率		
	法人税割	13.4 %	12.3 %	1億円未満	13.7 %	12.7 %	10億円以下	12.3 %	12.3 %	13.2 %	12.3 %	1千万円以下	13.7 %
				1億円以上	14.7 %		10億円超	13.5 %				1千万円超	14.5 %
固定資産税		1.4 %	1.4 %	1.4 %	1.5 %	1.4 %	1.4 %	1.45 %	1.5 %	1.45 %	1.5 %		
都市計画税		0.3 %	0.3 %	0.3 %		0.2 %	0.3 %						
軽自動車税		標準税率	標準税率	標準税率	標準税率	標準税率	標準税率	標準税率	標準税率	標準税率	標準税率		
たばこ税	旧三級品以外	2,977 円	2,977 円	2,977 円	2,977 円	2,977 円	2,977 円	2,977 円	2,977 円	2,977 円	2,977 円		
	旧三級品	1,412 円	1,412 円	1,412 円	1,412 円	1,412 円	1,412 円	1,412 円	1,412 円	1,412 円	1,412 円		
入湯税	1人1日につき	150 円	150 円	150 円	150 円	150 円	150 円	150 円	150 円	150 円	150 円		
	日帰り	75 円	100 円										

協議第 2 2 号

消防団の取扱いについて【協定項目 2 2】

消防団の取扱いについて、次のとおり提案する。

- 1 現行の消防団員は新市に引き継ぐこととし、組織体制については合併時まで調整する。また、合併後、新市において消防団員数の適正化を図るものとする。
- 2 消防団員の報酬、手当、任期等は、合併時まで白河市の例により調整する。
- 3 現有の消防団施設、機械などの財産はすべて新市に引き継ぐものとし、新市において新たに整備計画を策定し、必要台数を確保しながら更新する。

平成 1 6 年 8 月 1 0 日提出

白河市・表郷村・大信村合併協議会
会長 白河市長 成 井 英 夫

白河市・表郷村・大信村合併協議会協定項目調整内容

協定項目	22	消防団の取扱い
調整方針	<p>1 現行の消防団員は新市に引き継ぐこととし、組織体制については合併時までに調整する。また、合併後、新市において消防団員数の適正化を図るものとする。</p> <p>2 消防団員の報酬、手当、任期等は、合併時までに白河市の例により調整する。</p> <p>3 現有の消防団施設、機械などの財産はすべて新市に引き継ぐものとし、新市において新たに整備計画を策定し、必要台数を確保しながら更新する。</p>	

区分	現況			調整内容
	白河市	表郷村	大信村	
1. 組織体制	<p>【白河市消防団】 分団数：8分団 定員：545名 現員：532名</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団長 1名 ・副団長 3名 ・分団長 13名 （内訳）本部付分団長（4） 分団長（8） ラッパ隊長（1） ・副分団長 17名 （内訳）副分団長（16） ラッパ副隊長（1） ・部長 30名 （内訳）部長（29） ラッパ隊部長（1） ・班長 73名 （内訳）班長（72） ラッパ隊班長（1） ・機関員 45名 ・団員 363名 	<p>【表郷村消防団】 分団数：3分団 定員：281名 現員：279名</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団長 1名 ・副団長 2名 ・分団長 5名 （内訳）指導部長（1） 分団長（3） ラッパ隊長（1） ・副分団長 8名 （内訳）副指導部長（5） 副分団長（3） ・部長 7名 ・班長 20名 ・団員 236名 （内訳）副班長（20） 団員（216） ・事務局 2名 	<p>【大信村消防団】 分団数：2分団 定員：217名 現員：209名</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団長 1名 ・副団長 1名 ・分団長 3名 （内訳）訓練部長（1） 分団長（2） ・副分団長 3名 （内訳）副指導部長（2） 副分団長（1） ・部長 19名 （内訳）部長（10） 副部長（9） ・班長 19名 ・団員 171名 	<p>・現行の消防団員は新市に引き継ぐこととし、組織体制については合併時までに調整する。また、合併後、新市において消防団員数の適正化を図るものとする。</p>

区 分	現 況			調 整 内 容
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	
2. 報酬・費用弁償	<p>【報酬（年額）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団 長 198,000円 ・副団長 130,000円 ・分団長 91,000円 ・副分団長 64,000円 ・部 長 45,000円 ・班 長 34,000円 ・機関員 28,000円 ・団 員 24,000円 <p>【報償】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出勤報償 3,600円/年 ・各行事参加 1,300円/回 ・検閲報償 1,500円/年 ・団運営報償 500円/年 ・ラッパ隊報償 50,000円/年 ・分団報償 40,000円/年 ・訓練指導員報償 5,000円/年 <p>【費用弁償】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団員が公務のため旅行した場合、市職員の旅費に相当する額を弁償 	<p>【報酬（年額）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団 長 179,000円 ・副団長 115,000円 ・分団長 74,000円 ・副分団長 63,000円 ・部 長 42,000円 ・班 長 33,000円 ・副班長 29,000円 ・団 員 19,000円 <ul style="list-style-type: none"> ・自動車ポンプ班 14,000円 ・小型ポンプ班 12,100円 ・消防車運転手 10,000円 <p>【費用弁償】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出動手当 1,200円/回（火災・災害出勤を除く） ・団員が公務のため旅行した場合、村職員の旅費に相当する額を弁償 	<p>【報酬（年額）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団 長 174,500円 ・副団長 110,700円 ・分団長 72,300円 ・副分団長 53,500円 ・部 長 38,200円 ・班 長 25,500円 ・団 員 19,000円 <ul style="list-style-type: none"> ・特別団員 11,900円 ・ラッパ隊員 11,900円 ・旗 手 6,000円 <p>【費用弁償】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訓練出場の場合 1,000円/回 ・指導模範の場合 2,000円/回 ・団員が公務のため旅行した場合、村職員の旅費に相当する額を弁償 	<ul style="list-style-type: none"> ・消防団員の報酬、手当、任期等は、合併時までに白河市の例により調整する。
3. 任 期	<ul style="list-style-type: none"> ・団 長 4年 ・副団長 4年 ・分団長 4年 ・副分団長 4年 ・部 長 4年 ・班 長 4年 ・機関員 4年 	<ul style="list-style-type: none"> ・団 長 4年 ・副団長 4年 ・分団長 4年 ・副分団長 4年 	<ul style="list-style-type: none"> ・団 長 4年 ・副団長 4年 ・分団長 3年 ・副分団長 3年 ・部 長 2年 ・班 長 1年 	
4. 施 設・機 械	<p>【施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防団詰所 45箇所 <p>【消防車両】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防ポンプ自動車 25台 ・小型ポンプ積載車 20台 	<p>【施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防団詰所 18箇所 <p>【消防車両】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防ポンプ自動車 3台 ・小型ポンプ積載車 22台 	<p>【施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防団詰所 19箇所 <p>【消防車両】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防ポンプ自動車 2台 ・小型ポンプ積載車 18台 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の消防団施設、機械などの財産はすべて新市に引き継ぐものとし、新市において新たに整備計画を策定し、必要台数を確保しながら更新する。

【参考法関係令】

消防組織法（抜粋）

第6条 市町村は、当該市町村の区域における消防を十分に果たすべき責任を有する。

第7条 市町村の消防は、条例に従い、市町村長がこれを管理する。

第8条 市町村の消防に要する費用は、当該市町村がこれを負担しなければならない。

第9条 市町村は、その消防事務を処理するため、左に掲げる機関の全部又は一部を設けなければならない。

- (1) 消防本部
- (2) 消防署
- (3) 消防団

第15条 消防団の設置、名称及び区域は、条例で定める。

2 消防団の組織は、市町村の規則で定める。

3 消防本部を置く市町村においては、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下に行動するものとし、消防長又は消防署長の命令があるときは、その区域外においても行動することができる。

第15条の2 消防団に消防団員を置く。

2 消防団員の定員は、条例で定める。

第15条の3 消防団の長は、消防団長とする。

2 消防団長は、消防団の事務を統括し、所属の消防団員を指揮監督する。

第15条の4 消防団員は、上司の指揮監督を受け、消防事務に従事する。

第15条の5 消防団長は、消防団の推薦に基づき市町村長が任命し、消防団長以外の消防団員は、市町村長の承認を得て消防団長が任命する。

第15条の6 消防団員に関する任用、給与、分限及び懲戒、服務その他身分取扱いに関しては、この法律に定めるものを除くほか、常勤の消防団員については地方公務員法の定めるところにより、非常勤の消防団員については条例で定める。

2 消防団員の階級並びに訓練、礼式及び服利に関する事項は、消防庁の定める基準に従い、市町村の規則で定める。

第15条の7 消防団員で非常勤のものが公務に因り死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務に因る負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合においては、市町村は、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより、その消防団員又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

2 前項の場合においては、市町村は、当該消防団員で非常勤のもの又はその者の遺族の福祉に関して必要な事業を行うように努めなければならない。

第15条の8 消防団員で非常勤のものが退職した場合においては、市町村は、条例で定めるところにより、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給しなければならない。

【先進事例】

田村地方5町村合併協議会（新設合併）

1. 5町村の消防団の団員であるものについては、新市に引き継ぐものとする。
2. 団の組織、活動範囲等運用については、調整し新市に引き継ぐものとする。
3. 消防団の報酬・費用弁償については、合併時に調整する。

南相馬合併協議会（新設合併）

1. 消防団については、合併時に新たな本団を設け、分団の組織は現行のまま新市に引き継ぎ、統合して組織を再編するものとする。
2. 消防団員の階級等は、合併時に見直し、統一して新たに編成するものとする。
3. 消防団の定員数は、現行で新市に引き継ぎ、任免及び給与等については、合併時に県内の状況を考慮して調整し、一元化する。

伊達7町合併協議会（新設合併）

1. 消防団組織は、旧町単位で「方面隊（仮称）」として現行のとおり存続し、統括組織として「本団（仮称）」を設ける。「本団（仮称）」及び「方面隊（仮称）」の組織機構は、合併後に県内の近隣自治体の例を参考に再編する。
2. 消防団員は新市に引き継ぐ。定員・定年については、合併後新市において調整し一定の基準を設ける。
3. 消防団員の報酬・手当等は、合併時に統一することとし、現在の処遇が低下しないように考慮する。
4. 消防団の施設・機械等については新市に引き継ぐ。施設・機械の配置基準・耐用年数は、合併後に調整し、一定の基準を設ける。

佐野市（新設合併）

1. 新市における消防団員の定数は、各市町の現有定数の合計742人を存続させるものとし、合併後3年以内に見直しをするものとする。
2. 新市における消防団の構成員（742人）は、団長1人、支団長（副団長）3人、副支団長（副団長）9人、分団長32人、副分団長31人、部長32人、班長122人、団員512人とする。

【参考資料 1】

消防団員報酬額等(白河支部管内)

(単位:円)

	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	手 当 等	
								出勤手当	その他
白河市	198,000	130,000	91,000	64,000	45,000	34,000	24,000	3,600/年 検閲・出初式 各1回500	機関員28,000 運営育成報償費500/年
表郷村	179,000	115,000	74,000	63,000	42,000	33,000 副 29,000	19,000	検閲・出初式・訓練等 各1回1,200	機関員手当 (自動車)14,000/年 (小型)12,100/年 運転手当10,000/年
大信村	174,500	110,700	72,300	53,500	38,200	25,500	19,000	災害・検閲・出初式・訓練・ポンプ操法 大会等各1回1,000	旗手手当6,000/年 ラッパ隊員手当11,900/年
西郷村	185,000	125,000	80,000	48,000	102,000 副 80,000	32,000 副 25,000	21,000	検閲・出初式 各1回1,000	機関要員手当 4,100/年
東 村	182,000	119,000	76,000	65,000	48,000	33,000	23,400	検閲・出初式・ポンプ操法講習会・実技 放水大会・総合防災訓練 各1回1,000	機関員手当(自動車)14,000/年 指導員手当 12,600/年
泉崎村	176,800	111,000	56,500	44,200	39,000	27,700	19,000	検閲・出初式・訓練等 各1回2,200	訓練指導員・ラッパ隊手当3,800/年
中島村	175,200	109,600	51,500	40,500	37,200	23,900	21,400	3,000/年	指導部長72,900 タンク車隊長33,400 副指導部長37,200 機関員手当13,500/年 ラッパ隊長37,200 ラッパ隊員・タンク車 隊員・指導部員手当10,000/年
矢吹町	192,100	131,000	90,100	63,200	49,400	33,300	24,000	災害・検閲・出初式・訓練等 各1回 1,000	運転・機関員手当3,500/年 ラッパ隊員手当5,500/年
管内平均	182,825	118,913	73,925	55,175	50,100	30,300	21,350		

【参考資料 2】

消防団員報酬額等(東白川支部管内)

(単位:円)

	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	手 当 等	
								出勤手当	その他
棚倉町	225,000	134,000	72,000	58,000	50,000	36,000	22,500	1回 1,000	機関員等 23,500
矢祭町	226,000	127,000	71,200	52,300	52,300	32,200	23,200	1回 1,000	
埴 町	222,000	126,000	69,000	53,000	50,000	32,000	22,500	1回 1,000	機関員等 23,500
鮫川村	215,000	126,000	69,000	52,000	50,000	34,000	22,500	1回 1,000	機関員等 7,400~9,000
管内平均	222,000	128,250	70,300	53,825	50,575	33,550	22,675		

【参考資料 3】

消防団員報酬額等(県内10市)

(単位:円)

	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	手 当 等	
								出動手当	その他
福島市	220,000	160,000	87,000	66,000	47,000	38,000	30,000		機関員手当 年額 6,000加算
いわき市	201,000	138,000	76,000	57,000	43,000	34,000	27,000	災害等 1回 1,000 (3時間以上の場合 2,000) 待機・警戒・訓練 1回 1,000	
二本松市	219,000	156,000	115,000	85,000	54,000	33,000	26,000		
郡山市	190,000	136,000	71,000	53,000	42,000	32,000	30,000		
須賀川市	230,000	155,000	119,000	81,500	65,000	46,000	25,000	災害出場 1回 1,400以内	ポンプ操縦者手当 年額 5,300 ラッパ手手当 年額 5,300
喜多方市	187,000	136,000	94,000	63,000	57,000	48,000	27,000	訓練・警戒出動 1日 1,400	
会津若松市	217,000	144,000	101,000	65,000	52,000	35,000	27,000	水火災予防警戒・防除・その他災害 ・訓練出動 1回 1,500	機関員 39,000
原町市	210,000	128,000	102,000	72,000	56,000	38,000	24,000	警戒・訓練・機械整備出場 1日 2,800 訓練指導員の訓練指導出場 1日 3,500	
相馬市	250,000	150,000	130,000	90,000	65,000	42,000	26,000	災害・訓練・警戒・機械整備出動 1回 1,000	機関員 32,000
白河市	198,000	130,000	91,000	64,000	45,000	34,000	24,000	3,600/年 検閲・出初式 各 1回500	機関員28,000 運営育成報償費500/年
10市平均	212,200	143,300	98,600	69,650	52,600	38,000	26,600		

【参考資料 4】

3 市村の消防団員現行報酬

(年額・単位：円)

市村名 階級	白河市			表郷村			大信村			3市村合計	
	報酬(円)	人員	計(円)	報酬(円)	人員	計(円)	報酬(円)	人員	計(円)	人員	計(円)
団 長	198,000	1	198,000	179,000	1	179,000	174,500	1	174,500	3	551,500
副 団 長	130,000	3	390,000	115,000	2	230,000	110,700	1	110,700	6	730,700
分 団 長	91,000	13	1,183,000	74,000	5	370,000	72,300	3	216,900	21	1,769,900
副分団長	64,000	17	1,088,000	63,000	8	504,000	53,500	3	160,500	28	1,752,500
部 長	45,000	30	1,350,000	42,000	7	294,000	38,200	19	725,800	56	2,369,800
班 長	34,000	73	2,482,000	33,000	20	660,000	25,500	19	484,500	112	3,626,500
副 班 長	/			29,000	20	580,000	/			20	580,000
機 関 員	28,000	45	1,260,000	/			/			45	1,260,000
団 員	24,000	363	8,712,000	19,000	218	4,142,000	19,000	171	3,249,000	752	16,103,000
合 計		545	16,663,000		281	6,959,000		217	5,121,900	1,043	28,743,900

協議第 2 3 号

行政区の取扱いについて【協定項目 2 3】

行政区の取扱いについて、次のとおり提案する。

- 1 行政区の名称及び区域については、現行のとおりとする。
- 2 外務員制度については、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、表郷村と大信村については、行政区長が外務員を兼ねることができるものとする。
- 3 行政区長の報酬については、白河市の町内会長報償の例により統一するものとし、外務員報酬については、現行のとおりとする。
- 4 地区集会施設の維持管理費については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から白河市の例により統一する。ただし、表郷村については、急激な負担増を緩和するため、合併年度の翌年度から 3 カ年度において段階的に調整する。
- 5 新市における行政区長の名称及び身分の取扱いについては、合併時まで調整する。

平成 1 6 年 8 月 1 0 日提出

白河市・表郷村・大信村合併協議会
会長 白河市長 成 井 英 夫

白河市・表郷村・大信村合併協議会協定項目調整内容

協定項目	No.23	行政区の取扱い
調整方針	<p>1 行政区の名称及び区域については、現行のとおりとする。</p> <p>2 外務員制度については、現行のとおり新市に引継ぐものとし、表郷村と大信村については、行政区長が外務員を兼ねることができるものとする。</p> <p>3 行政区長の報酬については、白河市の町内会長報酬の例により統一するものとし、外務員報酬については、現行のとおりとする。</p> <p>4 地区集会施設の維持管理費については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から白河市の例により統一する。ただし、表郷村については、地区住民の急激な負担増を緩和するため、合併年度の翌年度から3カ年度において段階的に調整する。</p> <p>5 新市における行政区長の名称並びに身分の取扱いについては、合併時まで調整する。</p>	

区分	現況		
	白河市	表郷村	大信村
行政区数	85行政区	25行政区	26行政区（報酬対象25行政区）
行政区名	<p>(旧市内)</p> <p>第一区、新白河高山、緑ヶ丘、みさか、大坂山、西三坂、小丸山、石切場、九番町、七番町、三番町、大町、中山、真舟、北真舟、昭和町、道場町、天神町、金屋町、愛宕町、中町、大工町、新蔵、南町、本町、丸の内、会津町、金勝寺、飯沢金勝寺、南湖、夏梨、十文字、南湖ニュータウン、合戦坂、搦目山、馬町、蛇石栄町、横町、田町、向寺、女石、年貢町、寺小路、鍛冶町、桜町、旭町、中田</p> <p>(大沼地区)</p> <p>本沼、久田野、大和田、久保、桜岡、搦目、鹿島</p> <p>(白坂地区)</p> <p>三輪台団地、皮籠、三輪台、泉岡、大倉矢見、陣場、下黒川、石阿弥陀、勝多石、鶴ヶ丘、五器洗、白坂パークヒルズ</p> <p>(小田川地区)</p> <p>小田川、泉田、萱根、東部ニュータウン、芳賀須内、広谷地、豊地</p> <p>(五箇地区)</p> <p>双石、板橋、舟田、田島、入方、借宿、細倉</p> <p>(旗宿地区)</p> <p>旗宿</p> <p>(関辺地区)</p> <p>上ノ原、二枚橋・日の出、郷渡、新郷渡</p>	<p>内松、中野、上羽郷、白鳥団地、上宿、下宿、上願、社田、小松、八幡、中寺、堀之内、河東田、深渡戸、犬神、菅辻、竹ノ内、越堀1区、越堀2区、越堀3区、広畑団地、梁森、高木、三森、下羽原</p>	<p>字・原、十日市、日・仙、上小屋、湯沢、赤仁田、滑里川、日籠、西・樋、宮・大、日和田、開進、飯土用、外面、増見、堂山、町屋、上新城、中新城、下新城、外面団地、竹ノ下団地、石久保団地、新赤坂、田園町府、日本工機寮</p>

区分	現 況		
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村
代表者名称	町内会長	行政区長	行政区惣代
任 期	1年	1年	1年
人選方法	町内会の選出による	各行政区の選出による	各行政区の推薦による
職務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・市行政における住民に対する各般の連絡に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・村行政における村民に対する各般の連絡に関すること。 ・各種調査及び報告に関すること。 ・行政区行政との関連事項に関すること。 ・その他、行政上必要と認める事項に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・村から住民に対する連絡に関すること。 ・各種調査及び報告に関すること。 ・前各号に掲げるもののほか村長が特に必要と認めて命じた軽易な事務の処理に関すること。
報 酬 (年 額)	町内会長報償 均等割 10,000 円 世帯割 1 世帯あたり 100 円 100 世帯当たりの場合の町内会長報酬 $10,000 \text{ 円} + 100 \text{ 戸} \times 100 \text{ 円} = 20,000 \text{ 円}$	行政区長報酬 平均割 76,000 円 戸数割 1 戸あたり 800 円 100 世帯当たりの場合の行政区長報酬 $76,000 \text{ 円} + 100 \text{ 戸} \times 800 \text{ 円} = 156,000 \text{ 円}$	惣代報酬 地域割 1 行政区 13,500 円 戸数割 1 世帯あたり 1,000 円 100 世帯当たりの場合の行政区惣代報酬 $13,500 \text{ 円} + 100 \text{ 戸} \times 1,000 \text{ 円} = 113,500 \text{ 円}$
全体組織	白河市町内会連合会 (目的) ・白河市各町内会の連絡親睦を図ること。 (組織) ・白河市内各町内会長(85名) (内容) ・環境美化に係る清掃への協力 ・各種募金への協力 ・市内一斉清掃への協力 ・防災訓練への協力 ・先進地視察研修 ・年間を通して、ゴミ分別減量化、冠婚葬祭簡素化、 放置自転車回収の協力	/	
関係法令		<ul style="list-style-type: none"> ・表郷村区長委嘱に関する要綱 ・表郷村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 	<ul style="list-style-type: none"> ・大信村惣代規則 ・大信村惣代の報酬及び費用弁償に関する条例

【外務員制度】

区 分	白河市	表郷村	大信村
名 称	外 務 員		
任 期	1年（毎年4月1日～翌年3月31日）		
人選方法	各町内会長の推薦により委嘱する。 （81町内会100名）		
業務内容	<p>広報紙等及び回覧文書の配布 個人宛文書の配達 （旧市内）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎週月・水・金曜日及び広報紙の発行日に出庁し、外務員室より文書を持ち帰り、回覧文書等については町内会の各班長宅へ、個人宛文書は各個人宅へ送達する。 <p>（新市内）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎週月・水・金曜日の午後に各地区行政センター用務員（臨時職員）が市役所外務員室より文書を持ち帰り、振り分け後、各地区行政センターの町内会外務員宅まで持参。 外務員は振り分け後、回覧文書等は班長宅へ、個人宛文書は個人宅へ送達する。 		
報 酬 （月 額）	<p>外務員報酬 （旧市内） 均等割＋世帯割＋距離割＋面積割 （新市内） 均等割＋世帯割 新市内地域100世帯当たり（年額） （6,768円＋100戸×109.75円）×12月＝212,400円</p>		
全体組織	<p>白河市外務員連絡協議会 ・44名（旧市内及び関辺方部）の外務員で構成</p>		

【地区集会施設の維持管理】

項 目	白 河 市	表 郷 村	大 信 村
管理費用の負担区分	<ul style="list-style-type: none"> ・集会施設維持管理費補助金 1施設 15,000円（定額） 全81施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理費（光熱水費）は全額村負担 全26施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理費は全額受益者負担 全24施設

留意事項

- 市町村の行政区（いわゆる自治会、区長会など）は地域コミュニティの歴史に深く根差しており、地域住民の生活に果たす役割は非常に重要なものがある。3市村における行政区の現状を把握し、合併後において不均衡等が生じないように調整を図る必要がある。

先進事例

【篠山市】(H11.4.1 合併)

総代会及び区長については、合併時に統合する。

【さぬき市】(H14.4.1 合併)

- 1 自治会の区域、名称については、現行のとおりとし、組織、役員等については、新市で要綱を定め統一を図る。
- 2 自治会連合会については、各町に相違があるが、新市で組織する。
- 3 行政配布物の配布方法は、現行のとおりとし、配布日は毎月15日とする。

【あさぎり町】(H15.4.1 合併)

行政区については、合併までに現町村において統合再編に努め、新町に移行する。
なお、新町においても住民にとって身近で、かつ不均衡等が生じないように行政区の再編を検討する。

【山田市】(H15.4.1 合併)

- 1 自治会組織及び区域は現行のとおりとし、名称については「自治会」とする。
- 2 自治会連合組織については、新市に市自治会連合会を置き、14の地区自治会連合会を置く。（高富地域5、伊自良村2、美山地域7）
- 3 自治会連合会事業については新市において調整する。

【加美町】(H15.4.1 合併)

- 1 区長会については、合併時に統合する。
- 2 行政区の区域及び名称については、現行のとおりとする。ただし、中新田町と小野田町の同一行政区名の「城内」については、ともに「城内」の文字を含む名称に変更する。また、中新田町と宮崎町の同一行政区名の「東町」については、中新田町の「東町」を変更する。

協議第 2 4 号

各種事務事業の取扱い(住民生活・環境に関する事務/消防防災関係)について
【協定項目 2 4 - (2) - ア】

各種事務事業の取扱い(住民生活・環境に関する事務/消防防災関係)について、次のとおり提案する。

- 1 地域防災計画は、新市において速やかに策定する。
- 2 防災行政無線については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後に親局遠隔操作及び支部局別放送が可能なシステムの導入について検討する。
- 3 移動系無線については、当面は現行システムによるものとし、合併後に統一システムの導入について検討する。
- 4 防犯協会については、合併時に統合する。
- 5 地域安全条例については、新市において制定する。

平成 1 6 年 8 月 1 0 日提出

白河市・表郷村・大信村合併協議会
会長 白河市長 成 井 英 夫

白河市・表郷村・大信村合併協議会協定項目調整内容

協定項目	24 - (2) - ア	消防・防災関係
調整方針	1 地域防災計画は、新市において速やかに策定する。 2 防災行政無線については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後に親局遠隔操作及び支部局別放送が可能なシステムの導入について検討する。 3 移動系無線については、当面は現行システムによるものとし、合併後に統一システムの導入について検討する。 4 防犯協会については、合併時に統合する。 5 地域安全条例については、新市において制定する。	

1. 地域防災計画

区分	現況		
	白河市	表郷村	大信村
地域防災計画	<p>【白河市地域防災計画】(平成13年修正)</p> <p>〔概要〕</p> <p>一般災害対策</p> <p>(1) 総則</p> <p>(2) 災害予防計画</p> <p>(3) 災害応急対策計画</p> <p>(4) 災害復旧計画</p> <p>震災対策</p> <p>(1) 総則</p> <p>(2) 災害予防計画</p> <p>(3) 災害応急対策計画</p> <p>(4) 災害復旧計画</p> <p>資料</p> <p>〔避難場所〕</p> <p>第1次避難場所 36箇所</p> <p>第2次避難場所 74箇所</p>	<p>【表郷村地域防災計画】(平成9年改正)</p> <p>〔概要〕</p> <p>一般災害対策</p> <p>(1) 災害予防計画</p> <p>(2) 災害応急対策計画</p> <p>(3) 災害復旧計画</p> <p>(4) 個別災害対策計画</p> <p>震災対策</p> <p>(1) 災害予防計画</p> <p>(2) 災害応急対策計画</p> <p>(3) 災害復旧計画</p> <p>資料</p> <p>〔避難場所〕</p> <p>第1次避難場所 12箇所</p> <p>第2次避難場所 39箇所</p>	<p>【大信村地域防災計画】(平成9年改正)</p> <p>〔概要〕</p> <p>一般災害対策</p> <p>(1) 災害予防計画</p> <p>(2) 災害応急対策計画</p> <p>(3) 災害復旧計画</p> <p>(4) 個別災害対策計画</p> <p>震災対策</p> <p>(1) 災害予防計画</p> <p>(2) 災害応急対策計画</p> <p>(3) 災害復旧計画</p> <p>資料</p> <p>〔避難場所〕</p> <p>第1次避難場所 6箇所</p> <p>第2次避難場所 6箇所</p>

2. 防災行政無線

区分	現況		
	白河市	表郷村	大信村
同報系無線	<p>〔設置箇所〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親局 1箇所（本庁舎内） ・子局 65局（市内各所） ・個別受信機 332箇所 高齢単身世帯、山間地部落等 <p>〔システムの維持運営〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託先 東北松下システム（株） ・委託料（年） 1,596千円 	<p>〔設置箇所〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親局 1箇所（本庁舎内） ・子局 31局（村内各所） ・個別受信機 村内各世帯に貸与 <p>〔システムの維持運営〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託先 （株）富士通ゼネラル ・委託料 スポット対応 	<p>〔設置箇所〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親局 3箇所（本庁舎内他） ・子局 14局（村内各所） ・個別受信機 村内各世帯に貸与 <p>〔システムの維持運営〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託先 日本電気興業（株） ・委託料（年） 630千円
移動系無線	<p>〔無線装置個数〕</p> <p>車載型</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公用車 1台 ・消防車 45台 <p>携帯型</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市役所 4台 ・消防署 1台 ・消防団 18台 <p>〔システムの維持運営〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託先 東北松下システム（株） ・委託料（年） 663千円 	<p>〔無線装置個数〕</p> <p>車載型</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公用車 9台 ・消防車 15台 <p>携帯型</p> <ul style="list-style-type: none"> ・村役場 6台 ・消防団 8台 <p>〔システムの維持運営〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託先 （株）富士通ゼネラル ・委託料 スポット対応 	<p>〔無線装置個数〕</p> <p>車載型</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公用車 6台 ・消防車 15台 <p>携帯型</p> <ul style="list-style-type: none"> ・村役場 5台 ・消防団 7台 <p>〔システムの維持運営〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託先 （株）富士通ゼネラル ・委託料 スポット対応

3. 防犯対策に関すること

防犯協会関係	<p>（名称） 白河市防犯協会</p> <p>（目的） 犯罪のない明るい社会を建設するために、相互共助の精神をもって、防犯思想の高揚をはかり、自主的防犯の確立を期する。</p>	<p>（名称） 表郷村地域防犯連絡協議会</p> <p>（目的） 犯罪、事故、災害等の現状把握に努めるとともに、生活安全対策に関する事項について協議し、安全で安心できる地域社会の実現を図る。</p>	<p>（組織なし）</p>
地域安全条例関係	<p>（制定なし）</p>	<p>（名称） 表郷村地域安全条例</p>	<p>（名称） 大信村地域安全条例</p>

協議第 2 5 号

各種事務事業の取扱い（住民生活・環境に関する事務／ごみ処理関係）について
【協定項目 2 4 - （ 2 ） - エ】

各種事務事業の取扱い（住民生活・環境に関する事務／ごみ処理関係）について、次のとおり提案する。

- 1 ごみの搬出・収集運搬体制については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新たな収集運搬体制については、新市において検討する。
- 2 生ごみ処理機等購入補助金については、白河市の例により統一する。

平成 1 6 年 8 月 1 0 日提出

白河市・表郷村・大信村合併協議会
会長 白河市長 成 井 英 夫

白河市・表郷村・大信村合併協議会協定項目調整内容

協定項目	24-(2)-工	ごみ処理関係
調整方針	1 ごみの搬出・収集運搬体制については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新たな収集運搬体制については、新市において検討する。 2 生ごみ処理機等購入補助金については、白河市の例により統一する。	

事務事業名	現 況		
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村
ごみの排出・収集運搬体制	西白河地方衛生処理一部事務組合に事務委託 【負担金】 平成16年度 606,464千円 【排出方法】 各地区の集積所 【集積所数】 可燃：1,500ヶ所、不燃：840ヶ所 【収集回数】 可燃：週2回、不燃：隔週1回 （不燃資源ごみは週1回） 【手数料】 有料指定袋 【その他】 粗大ごみは戸別収集、料金定額制、 収集月2回	西白河地方衛生処理一部事務組合に事務委託 【負担金】 平成16年度 68,486千円 【排出方法】 各地区の集積所 【集積所数】 可燃・不燃：74ヶ所 【収集回数】 可燃：週2回、不燃：隔週1回 （不燃資源ごみは週1回） 【手数料】 有料指定袋 【その他】 粗大ごみは戸別収集、料金定額制、 収集月1回	西白河地方衛生処理一部事務組合に事務委託 【負担金】 平成16年度 43,012千円 【排出方法】 各地区の集積所 【集積所数】 可燃・不燃63ヶ所 【収集回数】 可燃：週2回、不燃：隔週1回 （不燃資源ごみは週1回） 【手数料】 有料指定袋 【その他】 粗大ごみは戸別収集、料金定額制、 収集月1回
生ごみ処理機等購入補助金	【補助対象者】 ・市内に住所を有し、居住している者で、敷地内に設置でき、適正な維持管理ができる者 【補助対象機器等】 ・電動式生ごみ処理機、生ごみ処理容器 【補助金額】 ・電動式生ごみ処理機 購入価格の2分の1若しくは3万円を限度 ・生ごみ処理容器 購入価格の2分の1若しくは3千円を限度 補助金は1世帯につき1回限りの交付 【補助実績】 平成13年度 314機 8,928,900円 平成14年度 134機 3,728,600円 平成15年度 47機 1,224,400円	(該当事業なし)	【補助対象者】 ・村内に住所を有し、居住している者 【補助対象機器等】 ・電動式生ごみ処理機 【補助金額】 ・購入価格の2分の1若しくは3万円を限度 【補助実績】 平成14年度 20台 541,400円 平成15年度 12台 348,300円

協議第26号

各種事務事業の取扱い（保健福祉に関する事務／保育関係）について
【協定項目24 - (3) - オ】

各種事務事業の取扱い（保健福祉に関する事務／保育関係）について、次のとおり提案する。

- 1 保育時間については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後に地域の実情を踏まえ調整する。
- 2 保育料については、現行のとおりとし、合併後3年を目途に統一する。ただし、子育て支援の充実を図るため、国の基準の50%～70%を目標として、階層区分の見直しを含め調整する。
- 3 児童館については、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、新市において、今後の施設整備等について検討するものとする。
- 4 放課後児童対策事業（児童クラブ）については、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、保育料並びに保育時間については、表郷村の例により統一する。
- 5 延長保育事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後に地域の実情を踏まえ調整する。
- 6 一時保育事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- 7 地域子育て支援センター事業については、合併後の当分の間は、白河市わかば保育園で実施する。

平成16年8月10日提出

白河市・表郷村・大信村合併協議会
会長 白河市長 成井英夫

白河市・表郷村・大信村合併協議会協定項目調整内容

協定項目	24-(3)-才 保育関係
調整方針	<ol style="list-style-type: none"> 1 保育時間については、現行のとおり新市に引継ぎ、合併後に地域の実情を踏まえ調整する。 2 保育料については、現行のとおりとし、合併後3年を目途に統一する。ただし、子育て支援の充実を図るため、国の基準の50%～70%を目標として、階層区分の見直しを含め調整する。 3 児童館については、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、新市において、今後の施設整備等について検討するものとする。 4 放課後児童対策事業(児童クラブ)については、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、保育料並びに保育時間については、表郷村の例により統一する。 5 延長保育事業については、現行のとおり新市に引継ぎ、合併後に地域の実情を踏まえ調整する。 6 一時保育事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。 7 地域子育て支援センター事業については、合併後の当分の間は、白河市わかば保育園で実施する。

事務事業名 (項目)	現 況			調 整 内 容
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	
保育所(園)数 施設数 定 数 保育時間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市立 5 保育園 ・ 合計 4 3 0 人 ・ 平 日 8:30 ~ 16:00 土曜日 8:30 ~ 12:00 <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <ul style="list-style-type: none"> 〔延長保育〕 ・ 平 日 早朝 7:30 ~ 8:30 <li style="padding-left: 20px;">夕方 16:00 ~ 18:00 ・ 土曜日 12:00 ~ 13:00 <li style="padding-left: 20px;">わかば保育園 12:00 ~ 18:00 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 村立 1 保育所 ・ 合計 4 5 人 ・ 平 日 8:30 ~ 16:30 土曜日 7:30 ~ 12:45 <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <ul style="list-style-type: none"> 〔延長保育〕 ・ 平 日 早朝 7:30 ~ 8:30 <li style="padding-left: 20px;">夕方 16:30 ~ 18:45 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 村立 1 保育所 ・ 合計 9 0 人 ・ 平 日 8:30 ~ 17:15 土曜日 8:00 ~ 17:30 <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <ul style="list-style-type: none"> 〔延長保育〕 ・ 平 日 早朝 7:30 ~ 8:30 <li style="padding-left: 20px;">夕方 17:15 ~ 18:00 	<p>保育時間については、地区の実情を踏まえ、合併後に調整する。</p> <p>保育料については、現行のとおりとし、合併後3年を目途に統一する。ただし、子育て支援の充実を図るため、国の基準の50%～70%を目標として、階層区分の見直しを含め調整する。</p>
保育料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育料基準表のとおり(次頁) ・ 年齢区分は、3歳未満児と3歳児、4歳以上児の区分。年途中の入園の場合は入園時の年齢をもって保育料を決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育料基準表のとおり(次頁) ・ 年齢区分は、3歳未満児と3歳児、4歳以上児の区分。年途中の入園の場合は入園時の年齢をもって保育料を決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育料基準表のとおり(次頁) ・ 年齢区分は、3歳未満児と3歳児、4歳以上児の区分。年途中の入園の場合は入園時の年齢をもって保育料を決定 	
受入年齢	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生後6ヶ月からの乳児 (関の森保育園については、満3歳からの幼児) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生後6ヶ月からの乳児 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生後6ヶ月からの乳児 	

保 育 料 基 準 の 現 況

白 河 市						表 郷 村						大 信 村								
保育の実施児童の属する世帯の階層区分			徴収金基準額(月額)			保育の実施児童の属する世帯の階層区分			徴収金基準額(月額)			保育の実施児童の属する世帯の階層区分			徴収金基準額(月額)					
階層区分	定義		3歳未満児	3歳児	4歳以上児	国階層区分	村階層区分	定義	3歳未満児	3歳以上児	階層区分	定義	3歳未満児	3歳以上児						
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)		円 0	円 0	円 0	第1	A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)	円 0	円 0	A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)	円 0	円 0						
B	A階層及びD階層を除き前年度の市民税の額の区分が、次の区分に該当する世帯	市民税非課税世帯	7,500 3,750 750	4,500 2,250 450	4,500 2,250 450	第2	B	第1階層(A)及び第4階層(D1)~第7階層(D6)を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が、次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	4,000	3,000	B	A階層及びD階層を除き前年度の市町村民税の額の区分が、次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	3,000	2,000				
		市民税課税世帯	17,200 8,600 1,720	14,000 7,000 1,400	14,000 7,000 1,400				均等割の額のみ(所得割の額のない世帯)	10,000	7,000			均等割の額のみ世帯	6,000	4,000				
C	A階層を除き前年度の所得税課税世帯であってその所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	13,000円未満	22,500 11,250 2,250	19,500 9,750 1,950	19,500 9,750 1,950	第3	C1	所得割の額のある世帯 5,000円未満	所得割の額のある世帯 5,000円未満	12,000	9,000	C1	所得割の額のある世帯	所得割の額のある世帯	10,000	8,000				
		13,000円以上64,000円未満	26,000 13,000 2,600	23,000 11,500 2,300	23,000 11,500 2,300				C2	所得割の額のある世帯 5,000円	所得割の額のある世帯 5,000円			13,000	11,000	C2	所得割の額のある世帯	所得割の額のある世帯	10,000	8,000
		64,000円以上112,000円未満	34,000 17,000 3,400	31,000 15,500 3,100	29,000 14,500 2,900						第4			D1	第1階層(A)を除き、前年度分の所得税課税世帯であってその所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯			所得税 30,000円未満	16,000	15,000
D2	13,000円以上64,000円未満	26,000 13,000 2,600	23,000 11,500 2,300	23,000 11,500 2,300	D2	所得税 30,000~80,000円未満	24,000	21,000	D2	17,000円以上64,000円未満	21,000	17,000								
D3	64,000円以上112,000円未満	34,000 17,000 3,400	31,000 15,500 3,100	29,000 14,500 2,900	第5	D3	所得税 80,000~140,000円未満	32,000	25,000	D3	64,000円以上160,000円未満	25,000	19,000							
D4	112,000円以上160,000円未満	40,000 20,000 4,000	36,300 18,150 3,630	30,300 15,150 3,030				D4	所得税 140,000~200,000円未満	37,000	26,000	D4	160,000円以上204,000円未満	28,000	21,000					
D5	160,000円以上408,000円未満	53,000 26,500 5,300	36,800 18,400 3,680	30,500 15,250 3,050	第6	D5	所得税 200,000~510,000円	38,000	29,000	D5	204,000円以上408,000円未満	32,000	23,000							
D6	408,000円以上	57,600 28,800 5,760	36,800 18,400 3,680	30,500 15,250 3,050	第7	D6	所得税 510,000円以上	40,000	35,000	D6	408,000円以上	36,000	25,000							

注) 中段は、2人目の入園児童に適用...(1/2)
下段は、3人目の入園児童に適用...(1/10)

注) 同一世帯から2人以上の児童が入所している場合等の減免規定あり

注) 同一世帯から2人以上の児童が入所している場合等の減免規定あり

国の保育料徴収金基準額表

階 層	定 義	徴収金基準額（月額）	
		3 歳未満	3 歳以上
1	生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）	0	0
2	前年度分の市町村民税の額の区分が右の区分に該当する世帯（第 1 階層及び第 4 ～ 7 階層除く）	0	0
	市町村民税非課税世帯	9,000	6,000
3	市町村民税課税世帯（母子世帯等）	18,500	15,500
	市町村民税課税世帯	19,500	16,500
4	第 1 階層を除く前年分の所得課税世帯であって、その所得税の額の区分が右の区分に該当する世帯	30,000	27,000
5	所得課税 64,000 円未満	44,500	41,500
6	" 64,000 円 以上 160,000 円未満	61,000	58,000
7	" 160,000 円 以上 408,000 円未満	80,000	77,000
同一世帯から 2 人以上の児童が入所している場合	第 2 ～ 4 階層 所得税 64,000 円未満	ア 最も徴収基準額が低い児童 （最も徴収基準額の低い児童が 2 人以上の場合は、そのうち 1 人とする。）	徴収基準額表に定める額
		イ ア以外の児童のうち、最も徴収基準額が低い児童 （最も徴収基準額の低い児童が 2 人以上の場合は、そのうち 1 人とする。）	徴収基準額表に定める額 × 0.5
		ウ 上記以外の児童	徴収基準額表に定める額 × 0.1
	第 5 ～ 7 階層 所得税 64,001 円以上	ア 最も徴収基準額が低い児童 （最も徴収基準額の低い児童が 2 人以上の場合は、そのうち 1 人とする。）	徴収基準額表に定める額
		イ ア以外の児童のうち、最も徴収基準額が低い児童 （最も徴収基準額の低い児童が 2 人以上の場合は、そのうち 1 人とする。）	徴収基準額表に定める額 × 0.5
		ウ 上記以外の児童	徴収基準額表に定める額 × 0.1

保育園（所）徴収金検討資料

平成15年度保育園（所）費決算額

	白河市		表郷村		大信村		合 計	
	金 額	割 合	金 額	割 合	金 額	割 合	金 額	割 合
歳出決算額	586,444,486	100.0%	81,870,706	100.0%	121,865,119	100.0%	790,180,311	100.0%
(財源内訳)								
国庫負担(補助)金	129,138,775	22.0%	23,907,390	29.2%	29,086,485	23.9%	182,132,650	23.0%
県負担金	64,569,387	11.0%	16,372,695	20.0%	14,683,242	12.0%	95,625,324	12.1%
保育園(所)徴収金	139,939,490	23.9%	11,086,900	13.5%	15,432,680	12.7%	166,459,070	21.1%
寄付金その他	105,250	0.0%	-	0.0%	-	0.0%	105,250	0.0%
一般財源	252,691,584	43.1%	30,503,721	37.3%	62,662,712	51.4%	345,858,017	43.8%

平成15年度決算額に各市村の保育園(所)徴収金基準を採用した場合

	白河市基準		表郷村基準		大信村基準		
	金 額	割 合	金 額	割 合	金 額	割 合	
歳出決算額	790,180,311	100.0%	790,180,311	100.0%	790,180,311	100.0%	
(財源内訳)							
国庫負担(補助)金	182,132,650	23.1%	182,132,650	23.0%	182,132,650	23.1%	
県負担金	95,625,324	12.1%	95,625,324	12.1%	95,625,324	12.1%	
保育園(所)徴収金	181,803,240	23.0%	142,764,000	18.1%	114,902,400	14.5%	
寄付金その他	105,250	0.0%	105,250	0.0%	105,250	0.0%	
一般財源	330,513,847	41.8%	369,553,087	46.8%	397,414,687	50.3%	

保育所（園）児童数

	白 河 市		表 郷 村		大 信 村		合 計	
	公立保育園（所）	人 数	公立保育園（所）	人 数	公立保育園（所）	人 数	公立保育園（所）	人 数
0 歳児	5	2 8	1	7	1	1 0	7	5 3
1 歳児		9 8		1 4		2 4		1 3 6
2 歳児		1 0 7		1 3		1 8		1 3 8
3 歳児		1 2 2		1 6		2 1		1 5 9
4 歳児		1 2 0		4		1 4		1 3 8
5 歳児		1 0 9		4		1 3		1 2 6
合 計		5 8 4		5 8		1 0 0		7 4 2

保育児童の階層区分別人数

白 河 市								表 郷 村						大 信 村					
階層	3 歳未満児		3 歳児		4 歳以上児		人 数 合 計	階層	3 歳未満児		3 歳以上児		人 数 合 計	階層	3 歳未満児		3 歳以上児		人 数 合 計
	基準額	人数	基準額	人数	基準額	人数			基準額	人数	基準額	人数			基準額	人数	基準額	人数	
A	-	0	-	1	-	1	2	A	-	0	-	0	0	A	-	2	-	0	2
B	7,500	41	4,500	34	4,500	56	131	B	4,000	3	3,000	9	12	B	3,000	5	2,000	3	8
C	17,200	46	14,000	16	14,000	37	99	C 1	10,000	7	7,000	1	8	C 1	6,000	13	4,000	5	18
								C 2	12,000	1	9,000	0	1	C 2	10,000	6	8,000	6	12
								C 3	13,000	1	11,000	0	1						
D 1	22,500	8	19,500	7	19,500	8	23	D 1	16,000	3	15,000	3	6	D 1	13,000	4	10,000	4	8
D 2	26,000	40	23,000	10	23,000	29	79	D 2	24,000	5	21,000	2	7	D 2	21,000	8	17,000	9	17
D 3	34,000	27	31,000	13	29,000	29	69	D 3	32,000	7	25,000	4	11	D 3	25,000	16	19,000	11	27
D 4	40,000	15	36,300	7	30,300	14	36	D 4	37,000	2	26,000	0	2	D 4	28,000	1	21,000	3	4
D 5	53,000	49	36,800	26	30,500	40	115	D 5	38,000	5	29,000	4	9	D 5	32,000	1	23,000	2	3
D 6	57,600	7	36,800	8	30,500	15	30	D 6	40,000	0	35,000	1	1	D 6	36,000	0	25,000	1	1
合計		233		122		229	584	合計		34		24	58	合計		56		44	100

事務事業名	現 況			調 整 内 容
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	
児童館事業	施設 白河市第一児童館 白河市第二児童館 開館時間 ・平日 8:30～17:30 ・土曜日 8:30～12:00 休館日 ・日曜日、祝祭日、年末年始 利用者 ・小学生、中学生、保護者が同伴する幼児等 活動内容 放課後児童健全育成事業 児童館開放事業（毎週火曜日） 子育てサークルの育成 母親クラブとの連携	/	/	児童館については、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、新市において、今後の施設整備等について検討するものとする。
放課後児童対策事業 （児童クラブ）	開設場所 白河市第一児童館 白河市第二児童館 白河市立みさか小学校 白河市立白河第三小学校 白坂多目的研修センター サンフレッシュ白河 保育時間 ・通常期(平日放課後) 授業終了後～17:30 児童館 土曜開館 8:30～12:00 ・夏休み等の長期休業期 8:30～17:30 月額保育料 無料 月額おやつ代 ・保護者会で決定、月により金額変動 入会児童数 229人（H16.2月現在） （H16.4月利用予定267人）	開設場所 表郷村立表郷小学校 保育時間 ・通常期(放課後) 13:00～18:00 ・土曜日及び表郷村公立小・中学校 管理規則第10条の2に規定する 休業日 8:30～18:00 月額保育料 無料 月額おやつ代 2,000円 入会児童数 16人（H16.2月現在） （H16.4月利用予定27人）	開設場所 大信村立信夫第一小学校 大信村立信夫第二小学校 保育時間 ・通常期(放課後) 授業終了後～18:00 ・振替休日及び夏休み等の長期休業 期 8:00～18:00 月額保育料 3,000円 （2人目以降 2,000円） 月額おやつ代 2,000円 入室児童数 24人（H16.2月現在） （H16.4月利用予定27人）	放課後児童対策事業（児童クラブ）については、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、保育料、保育時間については、表郷村の例により統一する。

事務事業名	現 況			調 整 内 容
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	
延長保育事業	実施箇所 みのり、さくら、ひまわり、わかばの各公立保育園 延長時間 ・平日 早朝 7:30 ~ 8:30 夕方 16:00 ~ 18:00 ・土曜日 12:00 ~ 13:00 わかば保育園 12:00 ~ 18:00 費用 通常の保育料のみ	実施箇所 表郷保育所 延長時間 ・平日 早朝 7:30 ~ 8:30 夕方 16:30 ~ 18:45 費用 通常の保育料のみ	実施箇所 大信村保育所 延長時間 ・平日 早朝 7:30 ~ 8:30 夕方 16:30 ~ 17:45 費用 通常の保育料のみ	延長保育事業については、現行のとおり新市に引継ぎ、合併後に地域の実情を踏まえ調整する。
一時保育事業	実施箇所 白河市わかば保育園で実施。 対象児童 満1歳以上 条件 緊急保育：保護者の疾病、冠婚葬祭などの社会通念上やむをえない緊急的な場合 非定型保育：保護者が週3日以内のパート就労の場合一時的保育を行う日は保育園の開園日 保育時間 平 日 8:30 ~ 17:00 土曜日 8:30 ~ 12:00 費用 1,000 円/日	/	/	一時保育事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

事務事業名	現 況			調 整 内 容
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	
地域子育て支援センター事業	<p>事業の目的 保育園に通園していない幼児の家族に対して、地域の子育てに悩む母親の情報交換の場、サークル活動の援助、育児相談、講演会、セミナー等による育児援助。</p> <p>実施保育園 ・みのり保育園 「わくわくランド」 月1回 ・さくら保育園 「こたりの日」 月1回 ・ひまわり保育園 「ゆうゆう広場」 月2回 ・関の森保育園 「森のポケット」 月1回 ・わかば保育園 「ちびっ子広場」 月4回 「自由遊びの日」 月4回 わかば保育園の事業内容 対象：0歳から1歳児 毎月第1・3木曜日 対象：2歳児以上 毎月第2・4木曜日 利用時間 10:30～11:30 自由遊びの日 事前に電話連絡により申し込みが必要</p> <p>費用 無料</p>			地域子育て支援センター事業については、合併後の当分の間は、白河市わかば保育園で実施する。

先進事例（１）

<p>篠山市（平成１１年４月１日） 各種福祉制度の取扱い</p> <ol style="list-style-type: none"> 国又は県等が定める福祉制度については、その福祉制度の要綱等に準拠して実施する。 独自の福祉制度については、その福祉制度の趣旨や目的が効果的に機能する町の例による。 保育所保育料については、国の保育料徴収基準額１／３を参考として、合併時に調整する。 <p>さいたま市（H13.5.1） 児童福祉事業の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童福祉事業については、国等の制度に基づいて実施している事業は引き続き推進するものとする。子育て支援事業等については、統合又は再編し充実に努めるものとする。 <p>大船渡市（H13.11.15） 各種福祉制度の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> 合併年度は、現行のとおりとし、両市町の従来の経緯等を考慮しながら、翌年度から調整検討する。 <p>さぬき市（H14.4.1） 各福祉制度の取扱い</p> <ol style="list-style-type: none"> 各福祉制度における児童福祉・障害者福祉・医療等の施策については、国又は県等の要綱等に準拠しながらサービスの充実に努める。 保育所運営における保育料については、適正な保育料を設定する。 <p>南アルプス市（H15.4.1） 児童福祉の取扱い</p> <ol style="list-style-type: none"> 国・県が定める制度については、現行の実施方法を調整し、新市として実施する。 各町村が独自で実施している事業については、サービス低下とならないよう、新市全体に拡大し実施する。 児童虐待問題については、児童福祉法に従い、児童の健全育成及び保護に努める。 <p>保育事業の取扱い</p> <ol style="list-style-type: none"> サービス内容に差異があるものについては、現行の水準が低下しない範囲で統一化を図る。 保育園の設置や通園区域は、現状のまま新市に引き継ぐ。 	<p>静岡市（H15.4.1） 各種福祉制度の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民サービスの向上を図ることを原則に、従来の実績を尊重しつつ、新市全体の均衡を保つよう調整に努めるものとする。 <p>山梨市（H15.4.1） 福祉関係事業関係</p> <ol style="list-style-type: none"> 保育料については、美山町の例による。ただし、同一世帯から２人以上の児童が保育の実施をされている場合の第２子及び第３子以降については、高富町の例による。なお、新市の保育料は、国の徴収基準額を参考に段階的に改定を図るものとする。 延長保育料は、高富町の例による。 <p>大崎上島町（H15.4.1） 児童福祉事業について</p> <ol style="list-style-type: none"> 放課後児童対策事業については、各小学校区に１箇所ずつ施設を設けるように調整する。 その他の調整内容については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 <p>東かがわ市（H15.4.1） 各種福祉制度の取扱い</p> <ol style="list-style-type: none"> 国または県が定める制度については、現行の実施方法を基準に新市において調整し、実施する。 <p>使用料、手数料等の取扱い</p> <ol style="list-style-type: none"> 保育料は、合併時に引田町の例により統一する。 <p>各種福祉制度の取扱い</p> <ol style="list-style-type: none"> 保育所の延長保育は、大内町の例により調整し、実施する。 <p>神流町（H15.4.1） 児童福祉事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 統合することを基本とし、住民サービスについては、高い水準の方へ合わせるよう調整する。 <p>保育事業</p> <ul style="list-style-type: none"> へき地保育所として、万場町の現有施設へ統合する。 <p>あさぎり町（H15.4.1） 児童福祉制度の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童福祉制度については、家庭における生活の安定と次世代の担い手の育成を図るため、新町において計画し実施する。 保育料の取扱い国の保育料徴収基準額表を参考として、合併時に調整する。
---	---

先進事例（２）

いなべ市（H15.12.1）

各種福祉事業

- 1 児童福祉事業について、国、県等の制度に基づいて実施している事業は引続き推進し、充実に努める。
- 2 保育事業について、国、県等の制度に基づいて実施している事業は現行のとおりとする。保育料については、合併後に統一する。

飛騨市（H16.2.1）

児童福祉事業

- 1 地域子育て支援センター事業については、新市移行までに事業内容を統一し調整する。

保育事業

- 1 公立保育園事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。開所時刻は7時30分からを基本とし、開所時間は11時間を基本とする。
- 2 私立保育所児童保育事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 3 通園バスの利用料は徴収しない。
- 4 保育園給食の調理場所については、現行のとおり新市に引き継ぐ。主食費については、新市に移行後統一するよう調整する。但し、3歳未満児については徴収しない。
- 5 保育料の算定及び保育内容については、現行のとおり新市に引き継ぎ、移行後3年をめどに統一するよう調整する。但し、算定については、国の基準の50%～70%を目標に階層区分に応じ調整するものとする。なお、0歳児については、新市において調整する。
- 6 保育料の減免については、新市移行までに調整する。

対馬市（H16.3.1）

各種福祉制度の取扱い児童福祉関係

- ・児童館・・・現行のとおりとする。

各種福祉制度の取扱い児童福祉関係

- ・保育所関係...合併時に調整する。ただし、平成15年度については、それぞれ旧村の例による。

安芸高田市（H16.3.1）

児童福祉事業の取扱い

- ・児童福祉事業については、各町でのこれまでの取り組みを踏まえ、新市においても事業の充実を図ることを原則として次のとおり調整する。
- ・児童館・放課後児童対策事業については、当面現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において事業の拡大を図る。

壱岐市（H16.3.1）

各種福祉制度の取扱い

- ・保育所については現行のとおりとするものとし、保育料については、合併前に調整し、合併時から適用する。ただし、保育時間、保育年齢については新市において検討する。

佐渡市（H16.3.1）

児童福祉

- 1 保育所施設は、当面現行のとおりとする。
 - 2 基本的な保育時間は、合併時に統一する。ただし、合併期日の属する年度は、現行のとおりとする。
 - a 月曜日～金曜日8時から16時
 - b 土曜日 8時から正午
 - 3 延長保育は、現行のとおりとし、合併後圏域的に調整を図る。
 - 4 保育料算定階層区分は、合併時に統一する。ただし、合併期日の属する年度は、現行のとおりとする。
 - 5 保育所の保育料は、合併時に統一する。ただし、合併期日の属する年度は現行のとおりとする。
 - a 1人月額8,400円
 - 6 同一家族の2人目、3人目の保育料は、少子化対策を考慮し、2人目10分の2、3人目無料とする。
 - 7 特別保育事業は、現行のとおり引き継ぎ、合併後に調整する。
- 福祉事業の取扱い
- 1 児童館は、地域の要望等を踏まえ、新市で調整する。

県 内 事 例

県内合併協議会の協議状況

須賀川市・長沼町合併協議会

保育事業

- 1 長沼町の保育所の保育料は、合併後、段階的に調整し、平成20年度までに須賀川市の保育料に統一する。
- 2 同じ世帯から2人以上入所する場合の保育料については、須賀川市の例による。
- 3 須賀川市の公立保育所の閉所時間については、午後6時30分まで延長する。
- 4 長沼町の延長保育については、現行どおり実施するものとし、須賀川市の実施については、個々の保育所の実情に合わせ合併後に調整する。
- 5 保育所の入所判定基準については、須賀川市の例による。

児童福祉事業

- 1 平日については、午後零時30分から午後6時30分までとする。
- 2 土曜日・学校長期休業中については、午前8時から午後6時30分までとする。なお、児童クラブの入所判定基準については、須賀川市の例による。

田村5町村合併協議会

児童福祉事業

- 1 国又は県等が定める制度については、国又は県等の要綱等に準拠しながらサービスの充実に努める。
- 2 児童館については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

保育事業

- 1 保育所の保育時間は、船引町の例により月曜から土曜まで7:30～18:30まで対応できる体制をとることとする。
- 2 船引町保育所以外の保育所において一時保育所を実施する。
- 3 延長保育については、現行のとおり新市に引き継ぐが、新市において利用者の要望を踏まえて調整する。
- 4 保育料については、平成17年3月分は現行のとおり新市に引き継ぎ、平成17年度より児童の属する世帯の前年度の所得税額が63,999円以下の階層は大越町の例により、64,000円以上の階層は常葉町の例による。
- 5 保育料の減免は、平成17年度から都路村及び常葉町の例による。
- 6 保育所給食は、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 7 特別保育事業は、現行のとおり引き継ぐが、利用者負担は大越町の例による。
- 8 滝根町の特別保育事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 9 許可外保育施設に対する助成事業は、船引町の例による。

会津高田町・会津本郷町・新鶴村合併協議会

保育事業の取扱い

- 1 保育所については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。なお、保育料については、合併する年度は各町村の例によるものとし、その翌年度から新町の保育料を定めるものとする。
- 2 保育時間、その他の保育サービスについては、新町において調整する。

児童福祉事業の取り扱い

- 1 国又は県等が定める制度で差異のない事業については、合併時までに統合する。
- 2 各町村が独自に実施している制度又は事業については、合併時までに調整する。

協議第 27 号

各種事務事業の取扱い（産業経済に関する事務 / 商工・観光関係）について
【協定項目 24 - (4) - イ】

各種事務事業の取扱い（行産業経済に関する事務 / 商工・観光関係）について、次のとおり提案する。

- 1 商工会議所、商工会補助金については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後に補助基準等について調整する。
- 2 各種観光イベントについては、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

平成 16 年 8 月 10 日提出

白河市・表郷村・大信村合併協議会
会長 白河市長 成井英夫

白河市・表郷村・大信村合併協議会協定項目調整内容

協定項目	No. 24-(4)-イ	商工・観光関係
調整方針	1 商工会議所、商工会補助金については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後に補助基準等について調整する。 2 各種観光イベントについては、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。	

事務事業名	現況			調整内容
	白河市	表郷村	大信村	
商工会議所・商工会補助金関係	【白河市商工会議所】 ・白河市商工会議所補助金 2,000千円(H16 予算) ・白河中小企業相談所補助金 2,000千円(H16 予算)	【表郷村商工会】 ・経営改善普及事業補助金 5,578千円(H16 予算) ・地域総合振興事業補助金 1,173千円(H16 予算)	【大信村商工会】 ・大信村商工会補助金 3,600千円(H16 予算) ・大信村商工会青年・女性部活動補助金 200千円(H16 予算)	・現行のとおり新市に引継ぎ、合併後に補助基準等について調整する。
観光イベント助成に関すること	【イベント名】 ・旗宿まつり（かたくり祭、あじさい祭、収穫祭・新そば祭） ・白河関まつり（歩行者天国・花火大会） ・白河冬まつり ・白河だるま市 【目的】 市民のふるさと意識の高揚と周辺地域への観光PRを図ることを目的に開催。 なお、個々の祭はイベントとして市内外に広く認知されており、そのPR効果は数字では表せないものがある。	【イベント名】 ・ふるさと表郷まつり 【目的】 農業、商工団体・行政、住民等が一体となって魅力あるふるさと表郷づくりを進めるため、豊かな自然環境と特産物等を内外にPRし、村民の積極的参加と他地域との交流を通してふるさと再認識と産業、文化向上を図るシンボルとして開催する。	【イベント名】 ・ふるさと川まつり in たいしん 2004 【目的】 ～村を貫流する限戸川の清らかな流れを、常にふるさとの誇りとし、後世まで守り育てよう～をテーマとした、夏のイベント。 16年度で第5回を迎えたが、地域住民が「自ら企画し、そして参加するもの」として開催している。	・現行のとおり新市に引継ぐものとする。

事務事業名	現 況			調 整 内 容
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	
	<p>【開催日】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・かたくり祭 平成16年4月10日(土)・11日(日) ・あじさい祭 平成16年7月10日(土)・11日(日) ・収穫祭・新そば祭 平成16年10月23日(土)・24日(日) ・白河関まつり 平成16年8月7日(土)・8日(日) ・白河冬まつり 平成16年12月1日～31日 ・白河だるま市 平成17年2月11日(祝) <p>【会場】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旗宿まつり 白河関の森公園 ・白河関まつり 白河市内 ・白河冬まつり 白河駅周辺 ・白河だるま市 市内目抜き通り <p>【事業費】(H16)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旗宿まつり 600千円 ・白河関まつり 7,000千円 ・白河冬まつり 200千円 ・白河だるま市 4,500千円 <p>【補助金額】(H16)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旗宿まつり実行委員会負担金 300千円 ・白河まつり振興会負担金 (:白河関まつり、白河だるま市) 1,300千円 ・白河冬まつり 200千円 <p>【その他のイベント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・さんじもさ踊り (白河市関辺八幡神社境内) ・安珍念仏踊り (白河市萱根地内) 	<p>【開催日】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成16年8月28日(土) <p>【会場】</p> <ul style="list-style-type: none"> 表郷村総合運動公園 <p>【事業費】(H16)</p> <ul style="list-style-type: none"> 6,458千円 <p>【補助金額】(H16)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ふるさと表郷まつり実行委員会補助金 2,500千円 	<p>【開催日】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成16年8月1日(日) <p>【会場】</p> <ul style="list-style-type: none"> 大信村増見河川公園 <p>【事業費】(H16)</p> <ul style="list-style-type: none"> 3,500千円 <p>【補助金額】(H16)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ふるさと川まつり実行委員会補助金 3,500千円 	

先 進 事 例

県 内

伊達7町合併協議会（協議終了）

- 1 商工会等への補助金は、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後調整する。
- 2 観光振興事業は、新市に引き継ぐものとする。
- 3 地域産業振興事業は、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

田村地方5町村合併協議会（協議終了）

- 1 商工観光事業については、引き続き事業の推進に努め、同一又は類似する事業の統合・再編を進め、事業の振興を図る。
- 2 中小企業振興助成事業及び商工観光振興補助事業については、新市において、新たな助成要綱等を制定する。

会津高田町・会津本郷町・新鶴村合併協議会（協議終了）

- 1 各種観光イベントについては、引き続き実施する。ただし、新町において、関係機関と連携を取りながら再度調整する。
- 2 その他商工業振興事業については、新町において調整する。

南相馬合併協議会（協議終了）

- 1 商工関係事業については、関係団体と連携を行いながら、地域経済の活性化と安定した雇用の場を確保するために、中小企業の支援、商店街の活性化、企業誘致等、引続き商工業振興の推進を図ることとする。
- 2 観光関係事業については、4市町村が有する自然、歴史、文化資源など地域特性を生かした様々な施設整備や観光イベントが行われており、新市移行後もこれらの自然資源、交流拠点施設を広く情報発信をしながら、広域的な観光振興を図ることとする。

県 外

篠山市（平成11年4月1日合併）

- 1 商工会の統合については、それぞれの事情を尊重し調整に努める。また、補助金については現行制度を尊重し調整するものとする。
- 2 地域振興にかかる助成や貸付制度については、篠山町の例による。

さいたま市（平成13年5月1日合併）

商工・観光事業については、引き続き事業の推進に努めるものとする。同一又は類似する事業は統合又は再編するものとする。

南アルプス市（平成15年4月1日合併）

基本的には現状のまま継続することとし、拡大あるいは一本化すべきものについては新市において調整する。

- 1 商工会については一本化を図り、新市全域にかかる統合組織を設置する。
- 2 商工業振興にかかる継続中の事業は新市に引き継ぐ。また、新市の商工業振興計画を策定し統一的な振興を図る。

【参考法令関係】〔抜粋〕

商工会議所法
(地区)

- 第8条 商工会議所の地区は、市(都の区のある地域においては、そのすべての区をあわせたもの。以下同じ。)の区域とする。但し、商工業の状況により必要があるときは、町の区域又は隣接する市と市町村若しくは隣接する町と町村をあわせたものの区域とすることができる。
- 2 前項但書きの区域のうち、町の区域又は町と町村をあわせた区域は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第8条第1項第1号から第3号までに掲げる要件を備えたものでなければならない。但し、商工業の状況により、特に必要があるときは、この限りでない。
 - 3 商工会議所の地区は、他の商工会議所の地区又は商工会の地区と重複するものがあるてはならない。

(市町村の配置分合に伴う地区の特例)

- 第8条の2 商工会議所の設立後にその地区たる市町村について配置分合があった場合において、その商工会議所の地区を配置分合後の市町村の区域とするための定款を変更し、又はその商工会議所が解散するまでの間は、前条第1項の規定にかかわらず、その商工会議所の地区は、配置分合前の市町村の区域とする。

商工会法
(地区)

- 第8条 商工会の地区は、一の町村の区域とする。ただし、商工業の状況により必要があるときは、一の市又は隣接する二以上の市町村の区域とすることができる。
- 2 商工会の地区は、他の商工会の地区又は商工会議所の地区と重複するものがあるてはならない。

(市町村の配置分合に伴う地区の特例)

- 第8条の2 商工会の設立後にその地区たる市町村について配置分合があった場合において、その商工会(その商工会が配置分合後の市町村の区域の一部をその地区の全部又は一部とし、その地区が隣接する他の商工会と合併した場合(以下この条において「隣接商工会との合併の場合」という。)にあっては、当該合併後存続する商工会又は当該合併によって成立した商工会。以下この条において同じ。)の地区を配置分合後市町村の区域とするための定款を変更し、又はその商工会が解散するまでの間は、前条第1項の規定にかかわらず、その商工会の地区は、配置分合前の市町村の区域(隣接商工会との合併の場合にあっては、当該合併前の各商工会の地区のすべてを合わせた区域)とする。

第4回白河市・表郷村・大信村合併協議会開催日程について

開催時期	開催場所
平成16年8月25日(水) 午後1時30分	大信村農村環境改善センター(大信村)